

第 2 業務内容と実績

第2 業務内容と実績

I 生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班・食品衛生広域監視班）

（1）食品衛生

目 的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根 拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、食品表示法、沖縄県食品衛生監視指導計画

	役 割
生活衛生班	・食品営業施設の監視指導 ・食品収去 ・苦情、違反食品の調査 ・食品表示の監視指導 ・食中毒調査 ・衛生教育等
食品衛生広域監視班	・重点監視施設の監視指導 ・苦情、違反食品の検査 ・食中毒（疑い含む）に係る検体の検査、調査 ・拭き取り検査 ・食品収去検査

実 績 令和6年度の総監視件数は2,977件（食品衛生広域監視班の本島内監視件数を含む）であった。（第4統計2－(1)、(2)、(3)）

また、令和6年の食中毒事件数は下表のとおり5件であった。（第4統計2－(4)）

表．原因物質別食中毒発生状況

年（暦年）	件数	原因物質別内訳
2023(R5)年	4件	・カンピロバクター・ジェジュニ／コリ（2件） ・サルモネラ属菌（1件） ・黄色ぶどう球菌（1件）
2024(R6)年	5件	・カンピロバクター・ジェジュニ／コリ（3件） ・ウエルシュ菌（1件） ・アニサキス（1件）

食品の収去は、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、放射性物質検査等を目的に26検体を収去した。（第4統計2－(5)）

食品に関する苦情は113件（対前年度比16件増）あり、有症苦情が多かった。（第4統計2－(6)）

衛生教育は、定期に開催している食品衛生責任者養成講習会の他、飲食を伴う祭りへの出店業者等を対象にした食品衛生講習会に講師を派遣する等しており、令和6年度の派遣・開催数は31回、受講者数は996人（食品衛生広域監視班の講習件数を含む）であった。

食品衛生広域監視班の監視・収去検査実績（第4統計2－(7)、(8)）について、「営業の種類」毎の監視実績（件数）の合計は、計画480件に対し、実績は477件であった（実施率は99.4%）。各保健所別では、北部、中部、南部の順に92件、155件、230件であった。

令和6年度の監視計画に基づく収去検査について、収去検体数は計画415に対し、実績は431、試験検査実施数は1,250であった。その他の検

査実績（食中毒関連他）は、収去検体数は 148、試験検査実施数は 282 であった。

（２）（一社）沖縄県食品衛生協会中部支部との連携

中部保健所では、沖縄県食品衛生協会中部支部と連携し、食品等事業者への指導及び支援等に取り組んでいる。

沖縄県食品衛生協会は、昭和 58 年 3 月、厚生労働省・沖縄県の要請を受けて、消費者に安全で安心な食品を提供し、市民の健康保持に役立つことを目的として、県内食品事業者の参加により設立され、中部支部は昭和 61 年 5 月 31 日に設立された。

〈事業内容紹介〉

- ・食品衛生指導員による巡回指導
- ・食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）
- ・優良業者等の表彰
- ・賠償共済への加入促進等

〈実績紹介〉

下表のとおり。

表．食品衛生協会中部支部の事業実績（令和 6 年度）

営業許可等の取得に係る 講習会		食品衛生責任者 養成講習会		巡回指導	食品営業 賠償共済事業
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入件数
51	980 人	13	916 人	2,326	3,864

2 生活衛生（生活衛生班）

（１）簡易専用水道

目 的 簡易専用水道の管理が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根 拠 水道法

内 容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といい、設置者は水槽の掃除・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

令和6年度は3件の設置届があり、管内の届出総数は377件となっており、うち262件について、定期検査の実施を確認した。

※宜野湾市・沖縄市・うるま市は平成25年4月より、宜野座村は平成30年4月より水道法に基づく事務等の権限について移譲された。

（２）生活衛生関係営業施設

目 的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、住宅宿泊事業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根 拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、住宅宿泊事業法、公衆浴場法、興行場法

内 容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査、住宅宿泊事業届出の受理を行う。
また、営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

令和6年度は、理容所等の101件の開設届を受理し、旅館業の155件を新たに許可した。また、住宅宿泊事業について47件の事業届出書を受理した。

令和5年12月より事業譲渡が可能となり、旅館業で58件を承認した。

令和6年度生活衛生関係営業施設届出・許可件数

区 分	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場	住宅宿泊事業
開設・許可等	6	85	8	155	1	1	47
変 更	9	41	8	84	4	0	33
廃 止	11	38	11	12	1	0	30
承継（譲渡）	4	7	1	58	0	0	-

（３）建築物衛生関係施設

目 的 建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根 拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内 容 特定の用途、延べ床面積3,000m²以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。

また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる

者は、県知事の登録を受けることができ、現在では次の8業種が定められている。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 建築物清掃業 | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業 | 6 建築物排水管清掃業 |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業 | 8 建築物環境衛生総合管理業 |

令和6年度建築物衛生関係届出件数

区 分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	5	16
変 更	36	7
廃 止	5	0

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

目 的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根 拠 墓地、埋葬等に関する法律

備 考 中部保健所管内では、平成21年4月から平成28年4月の間に、法律に基づく墓地等経営許可等の権限が市町村に移譲された。

(5) 海洋危険生物危害防止

目 的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根 拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内 容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策を啓発する。管内の海水浴場管理者、旅館業事業者に対し、ポスターやパンフレットを配布し、利用者への注意喚起を促すとともに、遊泳区域におけるクラゲ防止ネットの設置等の対策を求める。

被害状況 令和6年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で約20件（内ハブクラゲは約10件）だった。

(6) ハブ対策

目 的 管内市町村のハブ対策について関係機関と連携を図り、ハブ咬症の未然防止に努める。

根 拠 沖縄県ハブ対策基本計画、沖縄県ハブ対策連絡協議会設置要綱

内 容 中部保健所管内ハブ対策地区協議会設置要綱を定め、所内におけるポスター掲示及びポスター、パンフレットの配布など啓発活動を実施するほか、はぶ抗毒素の支給に係る事務を行う。

3 医務薬務（生活衛生班）

（１）医事

目 的 医療従事者免許申請等の法令事項の受付事務と併せて、病院、診療所等医療施設の構造設備や管理状況の検査、施設に対する改善指導等により、管内における適切な医療提供体制の確保を図る。

根 拠 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法等。

内 容 各種免許申請や医療法等の許可申請又は届出について、書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

日本国は医師等医療従事者の資格水準を定め適格者に免許を付与する制度を設けており、当該免許申請等の受付を保健所が担っている。

また、適切な医療提供体制の確保を図るため、病院、診療所、施術所等の保健医療施設の開設等に伴う許可申請、届出等の受理、施設検査等を行っている。

加えて、毎年度、管内の病院（令和6年12月時点で29施設）を対象として、医療法第25条に基づく立入検査を実施し、医療事故防止、院内感染防止等の対策状況を確認している。

イ 市町村別医療施設状況

令和7年3月末現在の管内医療施設は病院30施設、診療所が479施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものと、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ 管内病院数

管内の病院は30施設（第4資料の項を参照）。

（２）薬事

目 的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、医薬品販売業等の構造設備を確認、指導することにより管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根 拠 薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等。

内 容 免許申請、医薬品医療機器等法等の許可申請又は届出について、書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医薬品は医療を提供する上で有用であるが、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、医薬品医療機器等法に基づき、薬局、医薬品販売業等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物及び劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大き

くなることなどから、毎年、農薬危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

また、麻薬は疼痛緩和などの目的で医薬品として用いられているが、その使用等に際しては沖縄県知事の免許が必要であり、管轄保健所において申請を受け付けている。

イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となり得ることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等の周知を図っている。

中部保健所管内においては、沖縄県知事から委嘱を受けた薬物乱用防止指導員27名が、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

(3) 献血思想の普及

医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない。そのため、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成14年7月25日に成立し、同年7月31日公布された。

献血事業推進については、各市町村における献血の一層の推進を図ることを目的として組織された献血推進協議会と連携し取り組んでいる。

4 環境保全（環境保全班）

（１）大気汚染防止対策

ア 大気汚染防止

目 的 大気汚染防止を図る。

根 拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県生活環境保全条例

内 容 上記法令に基づき、ばい煙発生施設、（一般）粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業等の届出に関する指導及び公害発生防止に関する監視業務を行っている。なお、法及び条例改正に伴い、令和４年度以降、非飛散性石綿含有建材については、特定粉じん排出等作業届出制が廃止され、新たに石綿含有建材の使用の有無について事前調査結果の報告が必要となった。

届出状況

（令和６年度）

根拠法令・条例	特定施設の種類	届出の種類	件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	設置届出	8
		使用廃止届出	6
	一般粉じん発生施設	設置届出	3
		使用廃止届出	0
	特定粉じん排出等作業届出		11
	事前調査結果報告		2,998
ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設	設置届出	0
		使用廃止届出	1
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	設置届出	0
		使用廃止届出	1
	粉じん発生施設	設置届出	6
		使用廃止届出	2

イ フロン排出抑制法に基づく登録関係

目 的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止。

根 拠 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
（フロン排出抑制法）

内 容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を整備・廃棄する際には、都道府県の登録を受けた事業者により充填・回収させる必要があり、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

登録状況 令和７年３月３１日現在の第一種フロン類充填回収業の管内登録業者数は116業者であった。

（２）水質汚濁防止対策

ア 事業場排水対策

目 的 公共用水域の水質汚濁防止。

根 拠 水質汚濁防止法、沖縄県生活環境保全条例

内 容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出に係る審査・指導及び既設事業場等の排水基準遵守状況の監視・指導を行っている。

届出状況

(令和6年度)

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	5	研究施設、畜舎等
構造変更届	7	研究施設、自動式車輛洗浄施設
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	13	旅館業、研究施設、 自動式車輛洗浄施設、畜舎等

イ 公共用水域の水質監視

目 的 公共用水域の水質の監視

根 拠 水質汚濁防止法 令和6年度公共用水域の水質測定計画

内 容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視

調査結果 第3統計3-(2)、第3統計3-(3)に示す。

ウ 水浴場の水質監視

目 的 水浴場の水質の監視

内 容 入場者数1万人以上の水浴場の監視

調査結果 第3統計3-(2)、第3統計3-(3)に示す。

(3) 赤土等流出防止対策

目 的 赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁防止。

根 拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内 容 1千㎡以上の土地の区画形質の変更(宅地造成、農地造成等)を行う者は、
 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出(民間)又は通知(公的機関)を予め行
 う義務があり、保健所ではその審査・指導及び監視を行っている。

届出状況 令和6年度における通知・届出件数は224件であった。(第3統計3-(4))

(4) 土壤汚染対策

目 的 土地の形質変更による汚染土壤の拡散を防止し、人への健康被害を防ぐ。

根 拠 土壤汚染対策法

内 容 3千㎡以上の土地の形質変更を行う者は、着手の30日前までに届出を行う義
 務があり、保健所ではその審査を行い、その結果、汚染のおそれがあると認
 められる場合は土壤汚染状況調査の実施命令を行っている。

届出状況 令和6年度における届出件数は72件、調査命令件数は0件であった。
 (第3統計3-(5))

(5) 廃棄物対策

目 的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、
 処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保
 全及び公衆衛生の向上を図る。

根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する
 法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、ポリ塩化ビフェニル
 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、ちゅら島環境美化条例

内 容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄物
 不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業者等
 への周知。

立入・指導実績

令和6年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ292件の立入検査を行い、15件の文書指導及び行政処分を行った。また、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールを実施した。

(6) 浄化槽

目的 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠 浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

内容 浄化槽の設置等に係る各種届出の受付及び審査、設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録及び浄化槽の維持管理に関する指導等を行っている。

設置基数

令和6年度末現在、管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が17,992基、合併処理浄化槽が12,708基の計30,700基である。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

(7) 公害苦情処理

内容 住民等からの公害関係苦情に係る現場調査及び行政指導等を行っている。

公害関係苦情処理件数 (令和6年度)

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染（ばい煙・粉じん・アスベスト）	3	土木工事現場、事業所等
水質汚濁（事業場排水・浄化槽・赤土等）	11	事業所、個人
騒音・悪臭	1	事業所、個人
その他（廃棄物関係・野外焼却等）	0	事業所、個人
合計	15	

(8) 水質汚濁に係る事故処理

内容 公共用水域における魚類のへい死事故、油流出事故及び米軍基地由来の排水事故に係る現地調査、原因究明及び未然防止に係る指導を行っている。

処理件数

事故処理件数 (令和6年度)

事故の分類	件数
魚類のへい死	0
油流出事故	1
米軍基地関係排水事故	0
その他	8
合計	9

Ⅱ 健康づくり施策（健康推進班）

1 健康おきなわ 21（第3次）の推進

【目的】

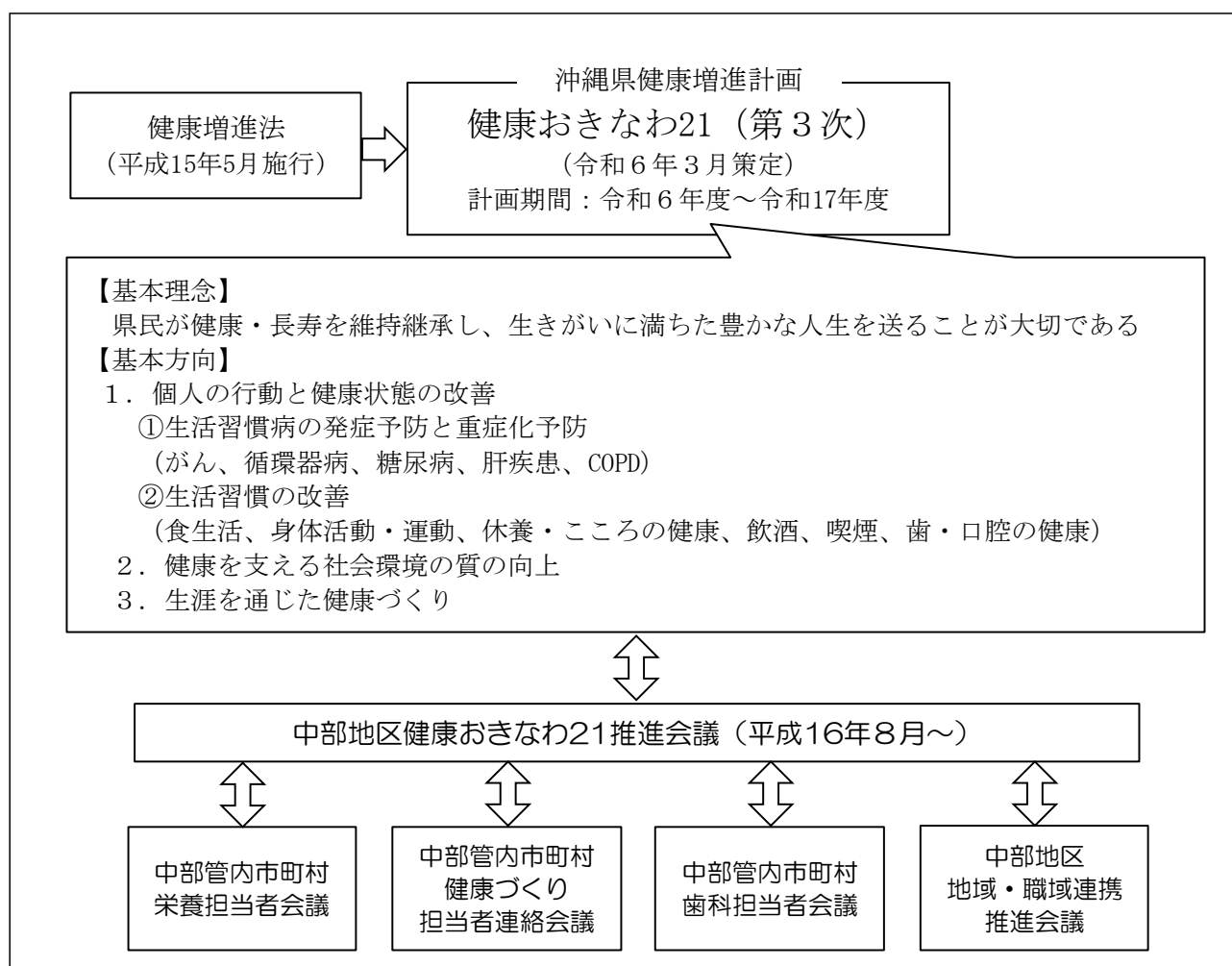
沖縄県では、平成14年1月に健康づくりの指針として「健康おきなわ2010（以下、「元計画」という。）」を策定し、健康づくり施策を推進してきた。

しかし、昭和60年には男女とも全国1位と高い水準だった沖縄県の平均寿命は、平成12年には男性26位へと落ち込み、令和2年時点では、男性43位、女性16位となっている。

この状況を踏まえ、健康・長寿おきなわの維持継承を図り、「2040年までに平均寿命日本一」を目指すため、元計画の目的を引き継ぎ、平成20年3月に「健康おきなわ21」、平成26年3月に「健康おきなわ21（第2次）」、令和6年3月に「健康おきなわ21（第3次）」へ改定した。

県民一人ひとりが主体的に健康づくりを行い、健康状態を改善することに加え、家庭や学校、地域、職場等の個人を取り巻く社会環境の質の向上を図ることが重要であり、県・市町村、各種団体、関係機関と連携し、社会全体で誰一人取り残さない健康づくりを総合的かつ持続的に推進していくことを目的としている。

○中部地区における健康おきなわ21（第3次）の事業展開



(1) 健康増進事業等

ア 中部地区健康おきなわ 21 推進会議

目的：健康おきなわ 21 を中部地区において推進し、健康づくり運動を積極的に展開するとともに、市町村健康づくり計画と連携を図り効果的に推進する。

日時：令和 6 年 8 月 30 日（金） 午後 2 時～4 時

場所：中部保健所 3 階研修室

内容：①食 de がんじゅう応援店について

②働き盛り世代の健康づくりについて

備考：令和 6 年度は中部地区地域・職域連携推進会議と合同で開催

イ 中部管内市町村健康づくり担当者連絡会議

目的：管内市町村及び県が実施している健康づくり事業について、保健所と市町村が情報交換を行うことにより、健康づくり事業の効果的・効率的な実施、今後の計画への活用を図る。

日時：令和 6 年 6 月 24 日（月）14：00～16：00

場所：中部保健所 3 階研修室

内容：管内市町村の抱える課題等について意見交換

（健康増進計画策定状況、ICT の活用状況、事業者健診のデータ提供 等）

ウ 市町村健康増進計画の推進

目的：市町村の健康増進事業推進体制の整備のため、健康づくり推進協議会へ委員及びオブザーバーとして参加し、助言等を行う。

協議会参加：8 市町村

（宜野湾市・沖縄市・うるま市・恩納村・宜野座村・読谷村・嘉手納町・北中城村）

エ 生活習慣病対策

（ア）普及啓発

- a 健康増進普及月間における生活習慣病予防及びがん検診に関するパネル展示及びパンフレット等啓発資材配布

※食生活改善普及運動、結核予防週間、がん征圧月間、

がん検診受診率 50%達成にむけた集中キャンペーン月間と併せて実施

期間：令和 6 年 9 月 24 日（火）～10 月 1 日（火）

場所：サンエー具志川メインシティ 1 階北口

- b 市町村及び関係機関へのパネル等の貸出やパンフレット配布

（イ）中部地区における医療連携の推進

a 糖尿病連携

平成 19 年に中部保健所で開催した「中部地区糖尿病連携会議」をきっかけに、中部地区医師会に「中部地区糖尿病標準治療推進委員会」が設置され、地域の糖尿病患者を地域の医療機関で支援することを目指し、研修会、勉強会等を実施し、糖尿病地域医療連携システムの構築を行っている。平成 29 年度から名称を「中部地区糖尿病医療ネットワーク委員会」に変更。保健所は委員として参画している。

令和 6 年度は委員会が 5 回、勉強会が 4 回、推奨講演会が 2 回開催された。

(2) 地域・職域連携推進事業

ア 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている、がん・心臓病・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病を予防するためには、個人の主体的な健康づくりの取り組みに加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要である。

地域保健・職域保健の連携により、特に働き盛り世代の生活習慣病予防対策及び健康増進を図るため、健康情報を共有し、保健事業実施における協働、相互の社会資源の活用を図ることを目的とする。

イ 根拠

地域保健法：地域保健対策の推進に関する基本的な指針

(平成6年厚生労働省告示第374号)

健康増進法：健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

(平成16年厚生労働省告示第242号)

ウ 事業内容

中部地区地域・職域連携推進会議

目的：地域保健・職域保健の連携をとおして、働き盛り層を対象とした生活習慣病予防対策並びに健康増進を図り、中部地区における健康おきなわ21を一体的に推進する。

日時：令和6年8月30日（金） 午後2時～4時

場所：中部保健所3階研修室

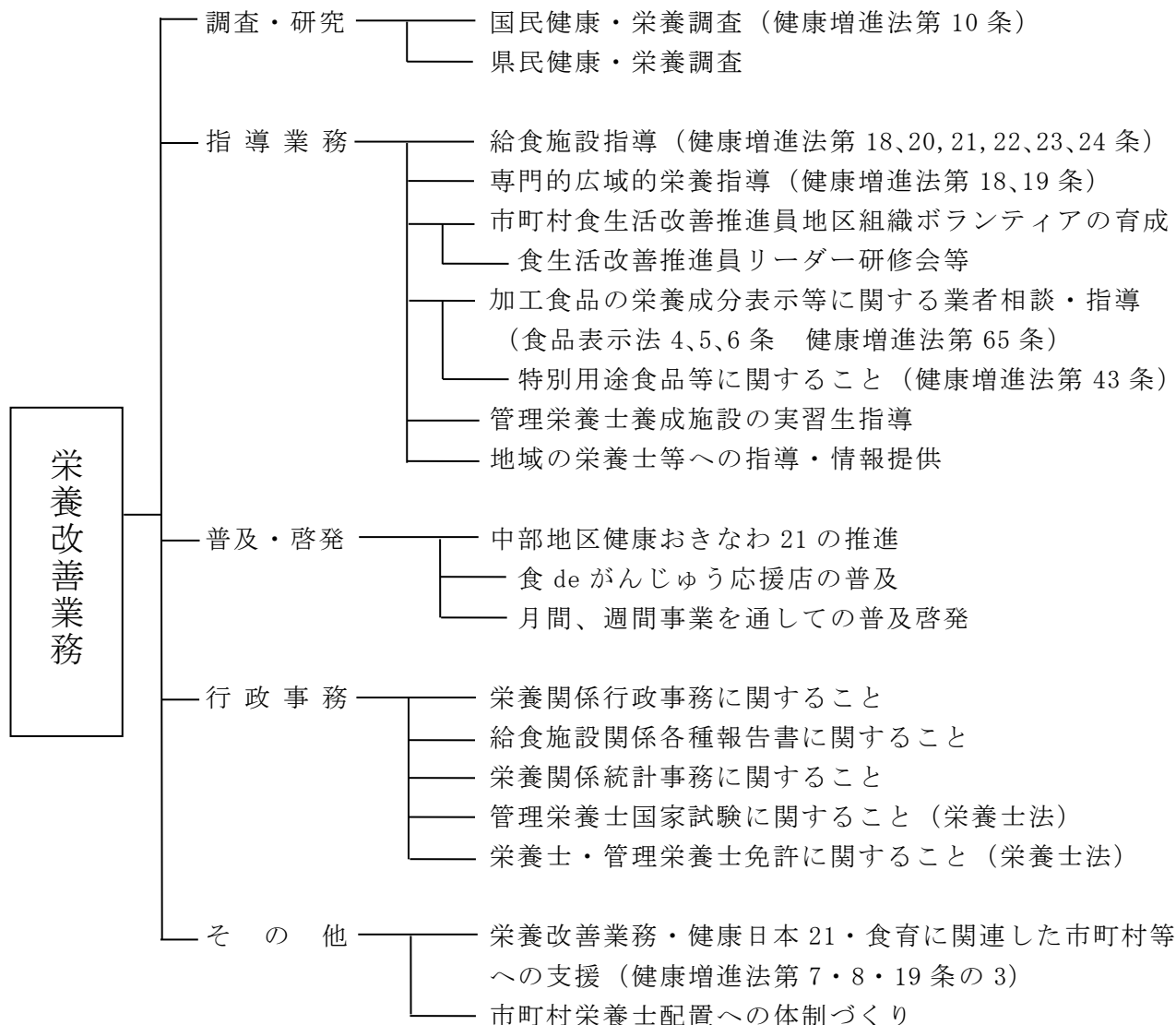
内容：①食deがんじゅう応援店について

②働き盛り世代の健康づくりについて

備考：令和6年度は中部地区健康おきなわ21推進会議と合同で開催

(3) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善推進員地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。平成 26 年度以降の調査実施概要は表 1 のとおりである。

< 国民健康・栄養調査 >

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

< 県民健康・栄養調査（基本的に 4 年に 1 回実施） >

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

表 1 調査実施概要

調査年度	区 分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
平成29年度	国 民	沖 縄 市	8	17	
平成30年度	国 民	宜野湾市	7	14	
令和元年度	国 民	沖 縄 市	11	28	
		金武町	19	26	
令和6年度	国 民	宜野湾市 沖縄市 うるま市 読谷村	2 31 44 17	4 56 78 33	*令和6年度は大規模調査の為 調査地区数、1調査区当たり世 帯数を拡大し実施。 ・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・生活習慣調査

※令和2・3年度は新型コロナウイルスのため中止、令和4・5年度は該当なし。

イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表 2 給食施設指導状況

令和6年度

個別指導			集団指導	
特定 給食施設	その他 給食施設	計	回数	延施設数
109	151	260	1	108

ウ 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表 3 栄養指導業務

令和6年度

個別指導					集団指導（延人員）							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の 疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 食生活改善推進員等地区組織ボランティアの育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業で活動している。各市町村の食生活改善推進協議会の結成状況は表4のとおりである。また、令和6年度はうるま市、沖縄市、北谷町

の食生活改善推進員養成講座において講義を行った。

表 4 市町村食生活改善推進協議会結成状況 令和 6 年度

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
宜野湾市	平成15年 4 月 1 日	25人
沖 縄 市	平成元年 5 月29日	105人
うるま市	平成18年 6 月 1 日	39人
嘉手納町	平成19年5月31日	15人
北 谷 町	平成20年5月26日	16人

オ 加工食品の栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通した健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業や流通業者へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表 5 栄養成分表示等の相談・指導状況 令和 6 年度

栄養成分表示	特定保健用食品等
43 件	0 件

カ 地域の栄養士等への指導・情報提供

市町村の栄養改善業務や給食施設の栄養管理における知識の向上を目指すため研修会及び会議を開催している。

表 6 研修会等開催状況 令和 6 年度

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
令和6年6月14日	第1回市町村栄養担当国会議	23
令和6年8月1日	児童福祉施設給食研修会	164
令和7年2月20日	第2回市町村栄養担当国会議	29

キ 食 de がんじゅう応援店普及事業

食環境整備事業として、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として中部保健所は平成 19 年度より中部地区栄養情報提供店として実施していたが、令和 6 年度から新たに全県統一の「食 de がんじゅう応援店」普及事業として登録基準を 3 つに変更して取り組んでおり、保健所のホームページや食育月間等で周知を行っている。

項目	基準
バランス食	・ 1 食分の食事であって、主食・主菜・副菜が揃っており、かつ副菜の量は 70g 以上であること。 ・ 栄養成分表示に関しては任意とする。
野菜たっぷり	・ 定食・単品にかかわらず 1 食（1 品）あたり野菜（きのこ、海藻類を含む）の使用量が 120g 以上であること。 ・ 栄養成分表示に関しては任意とする。
塩分控えめ	・ 塩分が 1 食あたり 3.0g 未満、単品の場合は 1 品 100g 当たり 1.0g 未満であること。 ・ 食塩相当量の栄養成分表示は必須とする。 ・ 他の栄養成分表示に関しては任意とする。

（ア）事業の説明及び講習会の開催

a 食品衛生講習会での事業説明：46 回

（イ）登録店舗数：13 件（令和 7 年 3 月末現在）

ク 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条に基づき進達業務を行っている。
その状況は表 7 のとおりである。

表 7 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況 令和 6 年度

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
33	18	2	11	8	1	73

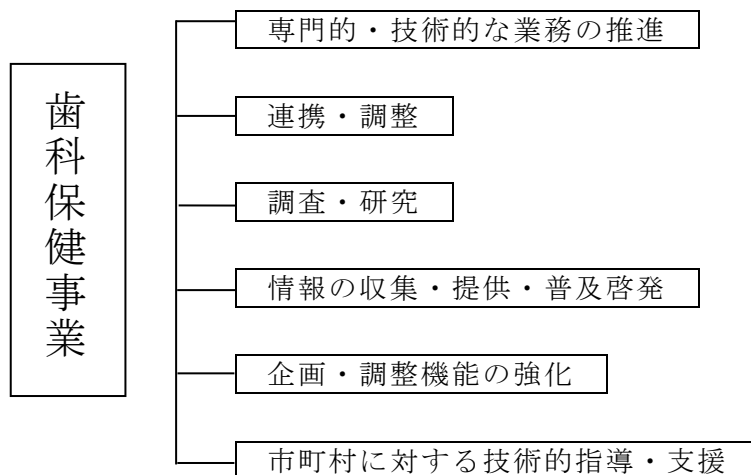
(4) 歯科保健事業

歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。平成 31 年 3 月に「沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定され「健康おきなわ 21（第 2 次）における「歯・口腔の健康」を推進し、地域住民の歯や口の保持増進を目的に歯科保健事業を実施している。

（法的根拠）：歯科口腔保健の推進に関する法律（第 95 条）

地域保健法（第 5 条第 1 項）、健康増進法（第 2 章第 7 条第 6 号）

歯科保健業務指針（H9 年 3 月健政第 138 号）



ア 歯科保健推進事業

（ア） 中部管内市町村歯科担当者会議

日 程：令和 7 年 1 月 30 日（木）

内 容：国民皆歯科健診

歯周疾患検診

厚生労働省モデル事業

管内市町村における歯科保健の取り組み

（イ） 歯科保健研修会

日 程：（第 1 回）令和 6 年 10 月 4 日（金）

（第 2 回）令和 7 年 2 月 28 日（金）

対 象：（第 1 回）中部保健所管内市町村保育施設

（第 2 回）中部保健所管内市町村歯科担当者および教育委員会

内 容：（第 1 回）むし歯や歯周病予防

（第 2 回）フッ化物洗口

イ 普及啓発

（ア） 歯と口の健康週間パネル展

期 間：令和 6 年 6 月 18 日（火）～6 月 21 日（金）

場 所：沖縄市役所 1 階ロビー

内 容：「歯と口の健康週間」周知及びむし歯や歯周病予防ポスター掲示

対 象：一般住民

(イ) 健康増進法普及月間パネル展

期 間：令和 6 年 9 月 24 日（火）～10 月 1 日（火）

場 所：サンエーメインシティ

内 容：むし歯や歯周病予防について普及啓発

対 象：一般住民

(ウ) 歯がんじゅう月間（歯科口腔保健啓発月間）パネル展

期 間：令和 6 年 11 月 18 日（月）～11 月 22 日（金）

場 所：中部保健所 1 階ロビー

内 容：毎年 11 月「歯がんじゅう月間（歯科口腔保健啓発月間）」周知及び
むし歯や歯周病予防について普及啓発

対 象：来所者

(エ) 歯周病予防に関するリーフレット等の配布

期 間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月（全 46 回）

対 象：飲食店関係者

場 所：食品衛生協会中部支部主催の食品衛生講習会時（中部保健所 3 階）

ウ 情報の収集・提供

(ア) 市町村歯科保健対策実施状況調査結果（健康長寿課まとめ）より、中部管内成人対象の歯周疾患検診内容を抜粋し、中部管内市町村健康づくり事業情報交換会（対面及び Web 会議）において資料提供を行った。

(イ) 管内市町村が歯周疾患検診を新たに始める上での、歯科医師会および契約歯科医院との契約手順を情報提供

対 象：宜野湾市、沖縄市、宜野座村、北中城村

エ 市町村への指導・助言

(ア) 中部保健所管内市町村における歯科保健についての歯科講話

（宜野湾市）日程：令和 6 年 7 月 22 日（月） 対象：食生活改善推進員

（沖縄市） 日程：令和 6 年 9 月 29 日（日） 対象：一般住民

（うるま市）日程：令和 6 年 11 月 2 日（土） 対象：一般住民

（嘉手納町）日程：令和 6 年 5 月 20 日（月） 対象：食生活改善推進員

（北谷町） 日程：令和 6 年 10 月 11 日（月） 対象：食生活改善推進員

(イ) 歯周疾患検診の推進

歯周疾患検診の実施体制整備のため、管内市町村に対し指導・助言を実施。

内 容：検診票、検診実施要領等の整備について支援

表 1 管内における歯周疾患検診実施市町村数の推移（過去 5 年度分）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
検診実施市町村数	5 市町村	5 市町村	5 市町村	7 市町村	9 市町村

(5) タバコ対策事業

法的根拠：健康増進法（第 38 条第 1 項）

健康増進法の一部を改正する法律（附則第 2 条第 5 項及び第 3 条第 3 項）

ア 事業内容

(ア) 喫煙可能室設置施設の届出（新規／変更／廃止）について

県が制定した「喫煙可能室設置施設の届出に関する取扱要領」に基づき、既存特定飲食提供施設に該当し、喫煙可能室を設置する場合は管轄保健所へ届出が必要である。また、設置届の内容に変更が生じた場合は変更届けの提出を、喫煙可能室を廃止した場合は廃止届けの提出が必要である。

a 既存特定飲食提供施設について

既存特定飲食提供施設とは、2020 年 4 月 1 日時点で既に営業している飲食店、個人経営または資本金・出資金の総額が 5,000 万円以下、客席面積 100 ㎡以下の条件すべてを満たす小規模の飲食店が該当する。改正健康増進法の規定により、既存特定飲食提供施設に限り、経過措置（期間未定）として、「喫煙可能室」の設置が認められている。

b 喫煙可能室設置施設届出数について

表 1 喫煙可能室設置施設届出数（過去 5 年度分）

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	計
届出	552	12	2	1	0	567
変更届出	3	0	0	0	0	3
廃止届出	12	3	0	0	0	15

イ 普及啓発

(ア) 世界禁煙デー（5 月 31 日）・禁煙週間（5 月 31 日～6 月 6 日）ポスター掲示

期 間：令和 6 年 5 月 31 日（火）～6 月 6 日（月）

場 所：中部保健所庁舎内

内 容：喫煙や受動喫煙による健康被害、改正健康増進法に関するポスター掲示及びリーフレット・チラシ配布

(イ) 改正健康増進法の周知（全 46 回）

対 象：飲食店関係者

場 所：沖縄県食品衛生協会主催食品衛生講習会（中部保健所庁舎内）

内 容：飲食店は 2020 年 4 月 1 日から原則屋内禁煙が義務付けられたことから改正健康増進法の周知

(ウ) 健康増進普及月間パネル展

期 間：令和 6 年 9 月 24 日（火）～10 月 1 日（火）

場 所：サンエーメインシティ

内 容：健康増進法の改正および受動喫煙対策の周知

ウ 受動喫煙に関する相談

電話及び窓口での受動喫煙に関する相談

対 象：第一種及び第二種施設利用者、来所者、管内市町村健康づくり所管課

表 2 電話及び窓口での受動喫煙に関する相談数（過去 5 年度分）

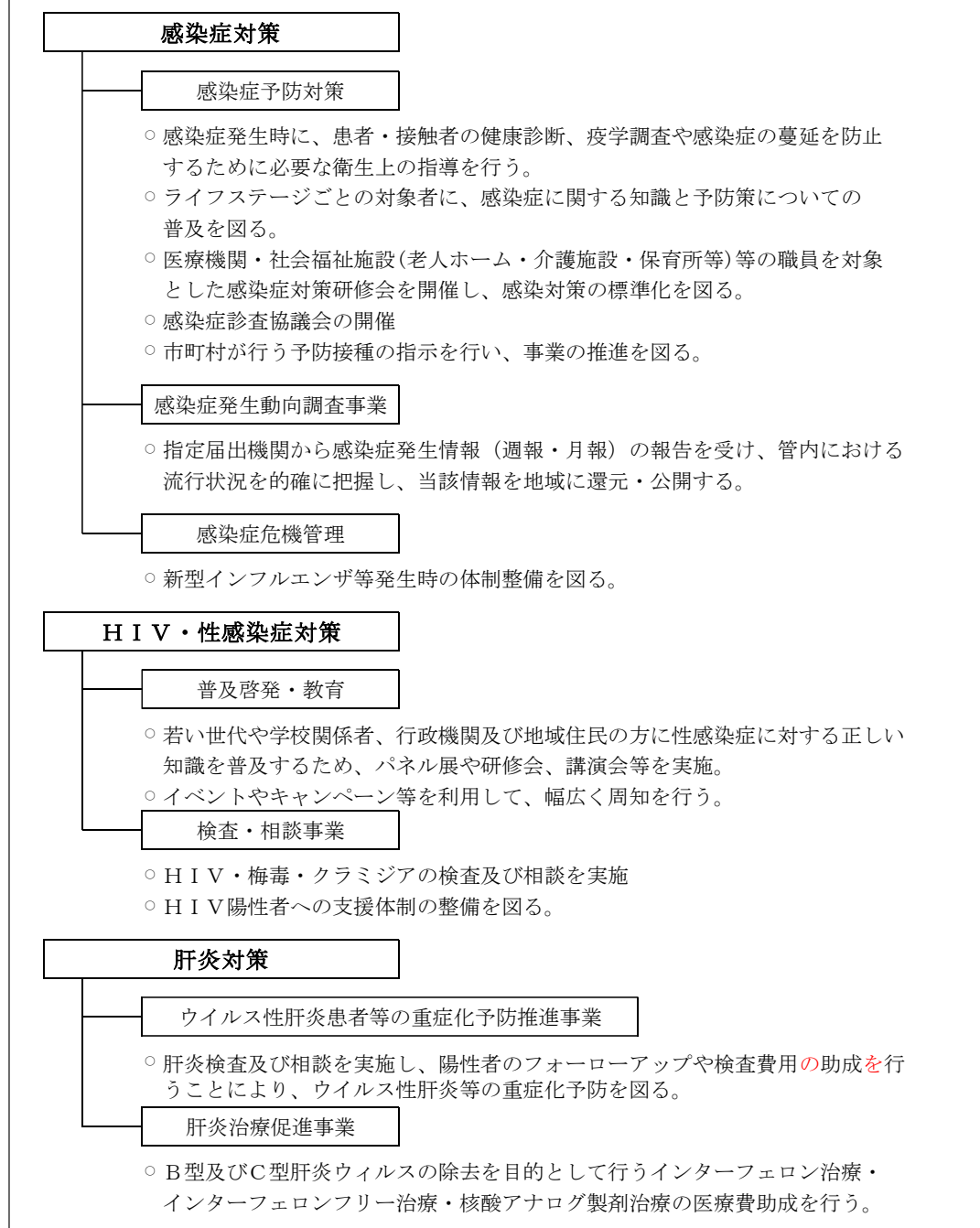
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	計
相談	2	4	12	15	13	46

Ⅲ 疾病対策（健康推進班）

1 感染症対策事業

平成 11 年 4 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、感染症の発生予防及び発生時のまん延防止対策の構築や意識の普及啓発、人材の育成及び資質の向上、患者等の人権に配慮した医療体制の整備など、総合的な感染症対策を推進している。

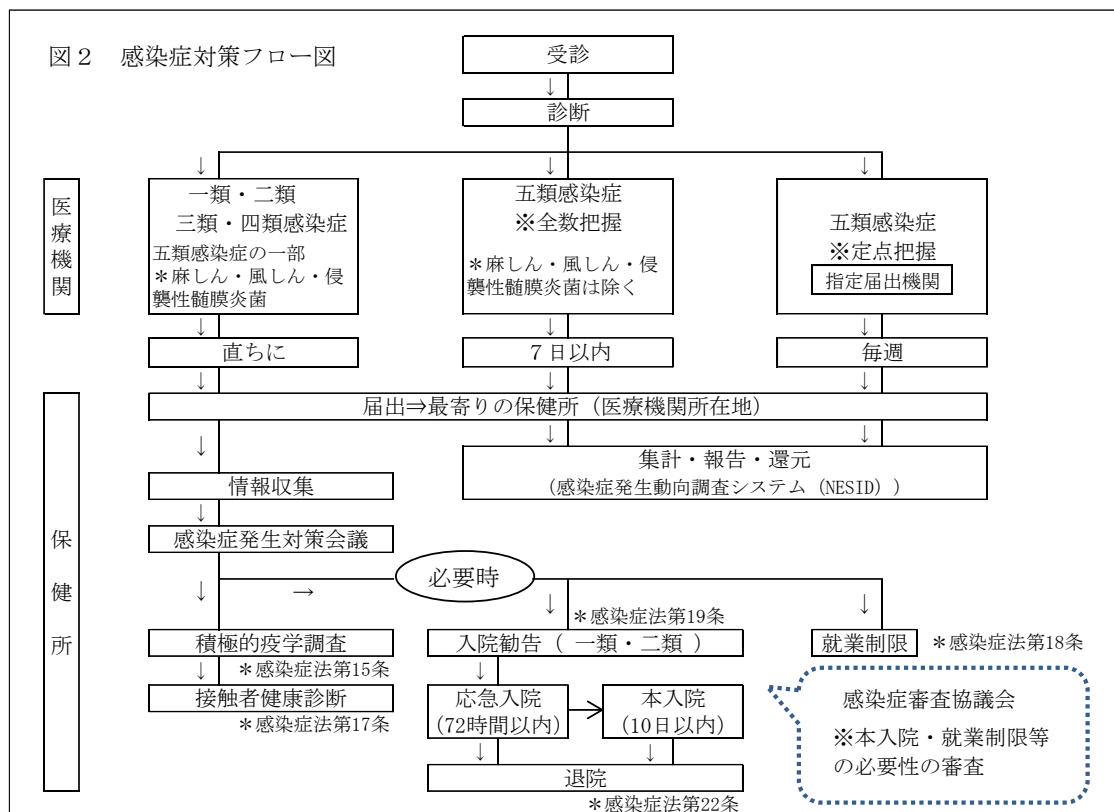
図 1 中部保健所における感染症対策事業



（1）感染症発生動向調査及び発生時の対応

感染症法に基づき、医療機関から感染症発生情報を受け、管内における感染症の流行状況を的確に把握し、当該情報を地域に還元・公開している。また、1類～4類感染症の発生時においては、感染症法に基づき適正対応・まん延の防止を図るための対策を行っている。

(2) 感染症発生届出状況



令和6年1月～12月の感染症発生は、1・2類感染症（結核を除く）0件、3類感染症6件、4類感染症25件であった。

表1 年別中部保健所管内全数把握対象疾患報告状況

（単位：人）

分類	疾患名	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
1類	発生なし	0	0	0	0	0
2類	結核					
	発病者	65	64	33	34	44
	潜在性結核感染症	55	51	32	20	42
3類	細菌性赤痢	0	0	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症					
	○－157	0	1	0	1	2
	○－103	1	1	0	0	1
	○－125	1	0	0	0	0
	○－26	0	0	0	0	0
	○－115	0	0	1	0	0
	○－91	0	0	0	0	1
	○－121	0	0	0	0	1
	型不明	4	2	0	2	1
	腸チフス	0	0	0	0	0
	A型肝炎	2	0	0	0	0
4類	重症熱性血小板減少症候群	0	0	0	0	0
	チクングニア熱	1	0	0	0	0
	デング熱	0	0	0	0	1
	マラリア	0	0	0	0	1
	レジオネラ症	8	6	5	3	15
	レプトスピラ症	0	0	2	3	7
	E型肝炎	0	1	1	0	1
5類	アメーバ赤痢	0	1	0	0	2
	ウイルス性肝炎	0	0	0	2	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	14	16	15	15	18
	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）	0	0	0	0	0
	急性脳炎	0	0	0	1	3
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1	3	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	2	2	6
	後天性免疫不全症候群	1	6	1	3	2
	ジアルジア症	0	1	1	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	5	3	0	2	9
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	29	13	12	23	32
	水痘（入院例）	0	0	0	0	1
	梅毒	11	21	27	24	26
	破傷風	0	1	0	0	2
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	1	0	0	0
	百日咳	11	1	1	0	21
	風しん	0	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	0	0
	薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0	0	0
	新型コロナウイルス感染症※	1,905	15,556	161,158	2,660	—

※新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症（定点把握対象）に移行。

表2 令和6年1月～12月 中部保健所管内定点把握対象疾患月別報告状況(単位:人)

疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1 インフルエンザ	2,269	1,392	641	154	89	241	692	691	1,187	971	413	595	9,335
2 RSウイルス感染症	1	2	3	36	93	101	34	7	4	6	8	10	305
3 咽頭結膜熱	13	13	10	5	22	33	21	19	29	13	7	9	194
4 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	125	109	94	53	69	47	59	74	123	88	71	99	1,011
5 感染性胃腸炎	25	19	21	25	34	63	35	49	69	53	59	68	520
6 水痘	6	2	3	6	10	10	3	1	6	3	4	7	61
7 手足口病	2	1	3	11	61	85	81	62	150	427	369	109	1,361
8 伝染性紅斑	0	1	0	0	0	0	1	3	0	7	10	12	34
9 突発性発疹	6	4	4	8	6	12	9	14	13	13	9	14	112
10 ヘルパンギーナ	0	0	0	1	8	23	4	6	0	1	0	0	43
11 流行性耳下腺炎	6	3	3	0	1	0	2	2	8	4	4	2	35
12 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 流行性角結膜炎	1	0	0	0	3	4	0	4	0	2	3	2	19
14 細菌性髄膜炎(真菌性含む)	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	5
15 無菌性髄膜炎	1	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	5
16 マイコプラズマ肺炎	2	1	5	4	13	12	6	7	4	1	0	0	55
17 クラミジア肺炎(オウム病除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 感染性胃腸炎(ロタウイルスによる)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 COVID-19	366	277	363	334	825	1,602	1,147	397	144	77	58	57	5,647
計	2,823	1,824	1,151	640	1,237	2,234	2,094	1,336	1,738	1,666	1,015	984	18,742

(3) 感染症診査協議会

平成19年4月、結核予防法を廃止し感染症法に統合したことで、結核診査協議会が感染症診査協議会に統合された。

令和6年度開催回数：22回(原則として毎月第2、第4木曜日開催)

(4) 中部地区感染症対策ネットワーク会議

平成24年1月、管内医療機関(中部病院、中頭病院、中部協同病院、中部徳州会病院、沖縄病院、ハートライフ病院)及び関係機関が、感染症発生状況等の情報共有化と、感染症対策について協議することにより中部地区の感染症対策の強化を図ることを目的として設置。

令和6年度 開催なし

(5) 感染症予防対策研修会

医療施設、高齢者福祉施設、保育所・幼稚園・学校等の施設職員が、感染症発生時に迅速・的確に感染拡大防止策が実施できるよう平常時から感染症予防知識の啓発を行い、自主的に予防対策を行えるよう支援することを目的に毎年開催している。

ア 令和6年度

(ア) 高齢者施設向け研修会

開催日：令和6年7月9日

テーマ：「感染症対策について」

参加者：25名

(イ) 保育施設向け研修会

開催日：令和 6 年 10 月 4 日(オンライン開催)

テーマ：「そもそも感染症って・・・？～保育施設で感染症を防ぐために大切なこと～」

参加者：55 施設

(ウ) その他

a 「令和 6 年度 宜野湾市健康づくり推進員研修会」にて、講義を実施。

開催日：令和 6 年 12 月 19 日

テーマ：「感染症対策について地域で考える感染症対策」

参加者：18 名（健康づくり推進員 14 名、市職員 4 名）

(6) 予防接種事業

予防接種法に基づく定期の予防接種は、市町村長が行うこととされている。県保健所は、予防接種法第 5 条第 1 項に基づき市町村が行う予防接種に対し指示を行い、予防接種事業の円滑な取り組みを支援。また、予防接種率向上のための関係機関との連絡・連携の役割を持つ。

ア 管内市町村予防接種担当者会議

開催日：令和 6 年 7 月 29 日

内 容：定期予防接種実施状況、HPV 予防接種実施状況の報告
各市町村からの意見、照会内容について
予防接種に関する間違いについて
予防接種における間違いを防ぐために

(7) HIV・性感染症検査・HTLV-1 検査・相談

保健所では、昭和 62 年からエイズについての相談や HIV 抗体検査を実施。より検査を受けやすくするために、平成 5 年 10 月から、HIV 抗体検査の無料化（匿名検査）を実施した。中部保健所においては、平成 17 年 4 月から検査当日に結果が判明する即日検査を、平成 19 年 5 月から夜間即日検査（毎月第 3 水曜日）を開始したが、平成 28 年 9 月から毎月の夜間検査を休止している。現在は毎週火曜日に即日検査を行っている。

その他の性感染症対策としては、梅毒抗体検査、クラミジア抗原検査を平成 25 年度から無料化。受検者への教育啓発、陽性者への早期治療につなげるための受診支援を実施することにより、予防及びまん延防止を図っている。

HTLV-1 検査・相談については、平成 23 年 7 月から実施しており、年間の検査相談件数は 2～3 件である。

ア HIV 及び性感染症検査の実施状況

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対応に伴い、HIV 及び性感染症の検査は 7 月のみ実施。令和 3 年 11 月に検査を再開するも新型コロナウイルス感染症の感染急拡大による保健所業務調整のため、令和 4 年 1 月再度検査中止。その後、新型コロナウイルス感染症にかかる対応業務が重点化（本庁において一元化）されたため、令和 4 年 10 月から週 1 日の検査を再開した。令和 5 年度は週 2 日とし検査日数の拡充を図った。令和 6 年度以降は検査体制を考慮し週 1 回としている。

図3 年度別H I V抗体検査件数（男女別）

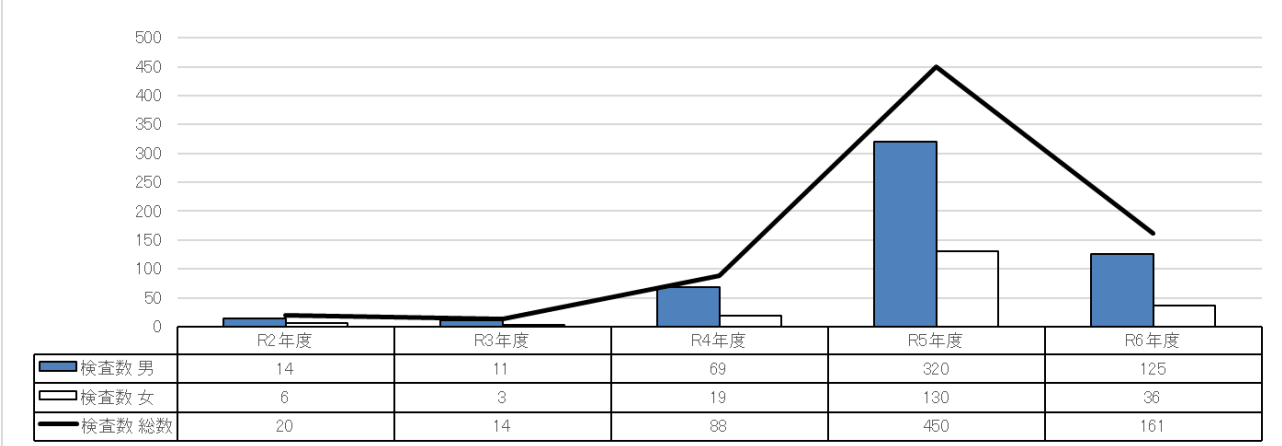


表3 年度別梅毒・クラミジア検査件数（単位：件）

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
梅毒	18	13	88	445	160
クラミジア	16	0	0	391	150

（８）肝炎対策

国は平成26年度に「特定感染症検査等事業実施要領」を改正し「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を策定しており、本県においても平成27年度に「沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を定めB型・C型肝炎ウイルス検査及び相談・陽性者のフォローアップを実施している。

また、平成20年4月1日から将来の肝硬変、肝がんの予防を図ることを目的に、国によるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費助成が開始され、平成26年12月からインターフェロンフリー治療にかかる医療費助成が追加された。

ア B型・C型肝炎ウイルス検査の実施状況

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応の為、B型・C型肝炎ウイルス検査を休止し、専門医療機関へ検査を委託した。令和5年度から週1日の検査を再開した。

表4 年度別B型・C型肝炎ウイルス検査実施件数（単位：件）

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
B型	4	0	0	24	10
C型	4	0	0	23	10

表5 肝炎検査費用助成申請数（単位：件）

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
初回精密検査	1	2	0	2	0
定期検査	4	2	3	5	3

*コロナ禍のため、令和3、4年度は検査未実施

表6 年度別肝炎治療受給者証交付申請数（単位：件）

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
申請数	100	191	200	198	204

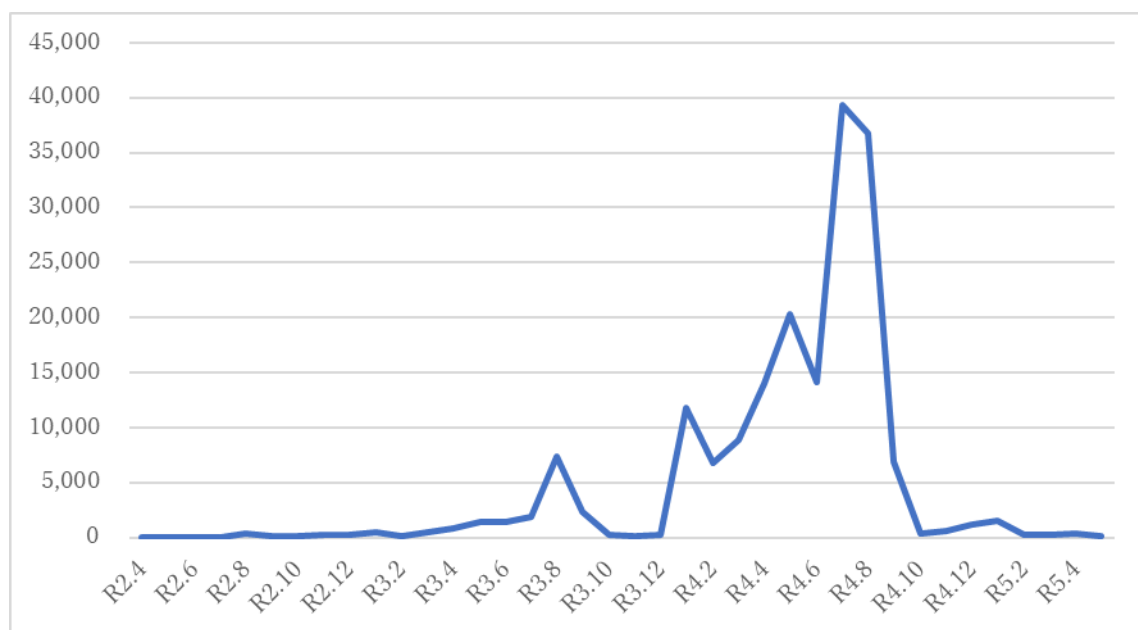
*コロナ禍のため令和2年度の更新手続きに関しては自動更新となったため件数は少ない。

(9) 新型コロナウイルス感染症について

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において新型コロナウイルス感染症が確認され、世界保健機関(WHO)は令和2年1月30日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言した。国内では令和2年1月16日に初めて患者が報告され、同年2月、感染症法に基づく指定感染症に指定された後、令和3年2月に新型インフルエンザ等感染症に変更された。令和5年5月からは、5類感染症に分類されることになり、全数把握から定点把握に変更された。

中部保健所管内では、令和2年4月に1例目の患者が報告され、令和5年5月に5類に変更されるまでの間(令和2年4月～令和5年5月)に約18万件の報告があった。

図4 中部保健所管内報告数の推移(令和2年4月～令和5年5月) (単位: 件)



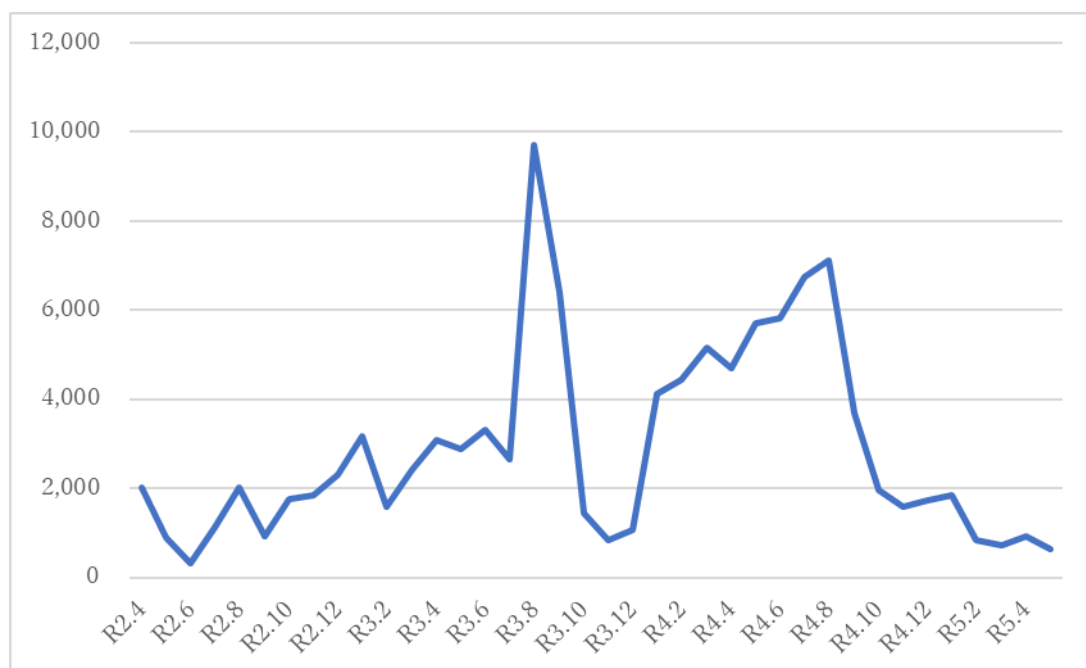
○保健所対応

中部保健所では、研修会や定例の検査(HIV・性感染症、肝炎、結核関係の諸検査等)を中止したほか、様々な関係機関等に応援を依頼し、新型コロナウイルス感染症対応を行った。主に中部保健所相談センターでの相談対応、陽性者への健康観察・療養終了の連絡、行政検査におけるPCR検査検体の搬送、管内医療機関との連携などの業務を行った。

相談センターでは、療養中の健康相談や検査・受診、後遺症に関する相談、入院費の公費負担に関する相談、福祉施設での感染対策に関する相談など多岐にわたる相談に対応した。

陽性者数が増加し、業務が逼迫する中、陽性者への初回連絡におけるSMSの活用、RPA(Robotic Process Automation)を導入し一部業務を自動化するなど、業務の効率化に努めた。

図5 相談センター電話対応件数の推移（令和2年4月～令和5年5月）
（単位：件）



（１０）関係機関との連携

中部保健所では、関係機関が主催する会議等に参加し、平時より様々な関係機関等と感染症発生に関する情報交換の機会を行うことで有事の際に円滑に連携ができるよう努めている。

ア 感染対策向上加算合同カンファレンス

診療報酬における「感染対策向上加算 1」を取得する施設が主催する会議に参加し、連携する医療機関や地区医師会と、施設内の感染症対策及び感染症・微生物検査状況や抗菌薬使用状況などの情報共有及び意見交換などを行っている。

（ア） 令和6年度 保健所の参加状況：21回

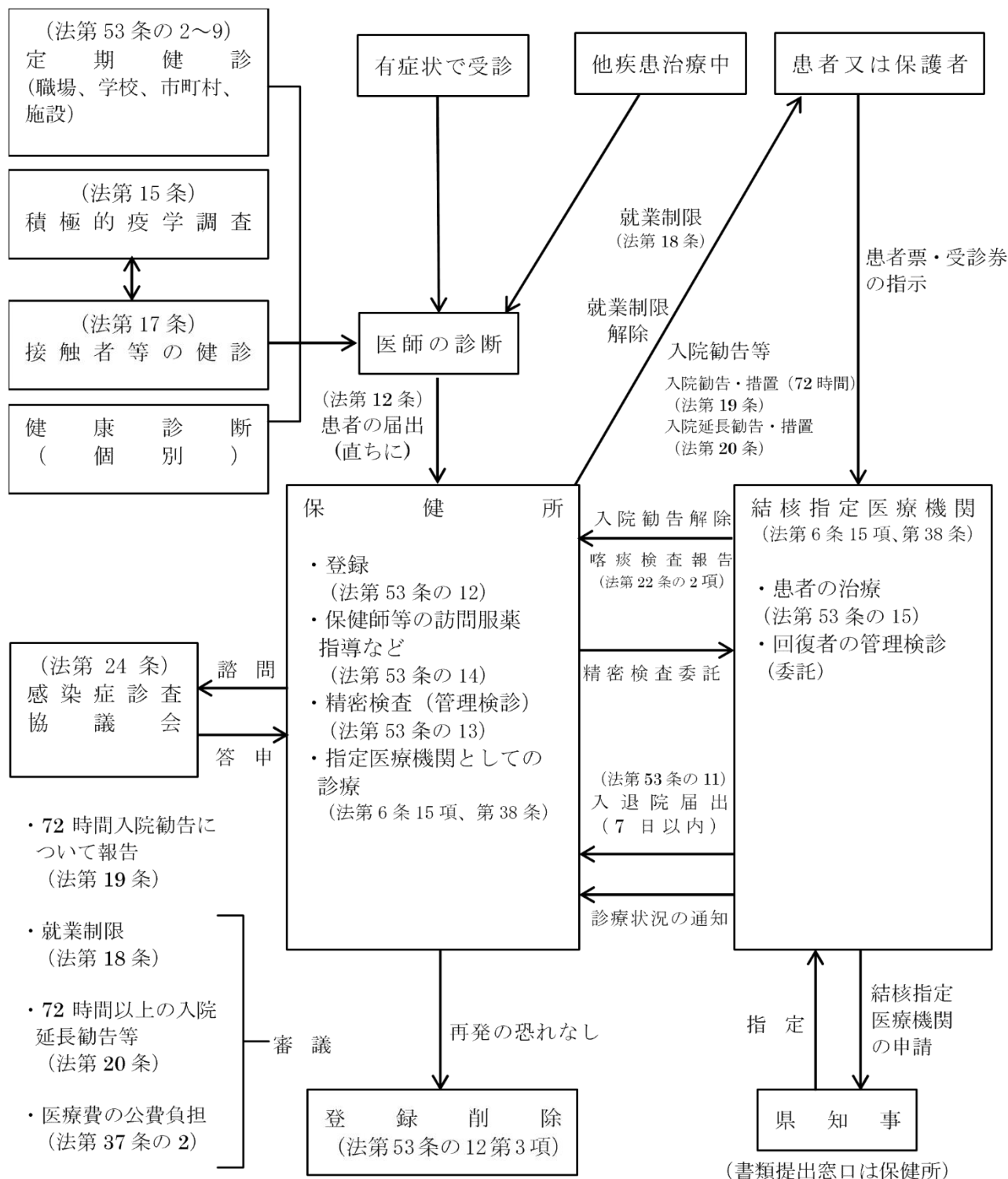
- a 中頭病院：4回
- b 沖縄病院：4回
- c 中部徳洲会病院：5回
- d ハートライフ病院：4回
- e 沖縄県立中部病院：4回

2 結核対策事業

(1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて行われており、保健所は、結核患者の発見から登録削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し、保健所にて主治医をはじめ関係機関や訪問等で把握した情報を基に、医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

(2) 体系図 図5 結核患者の届出から登録削除までの流れ



(3) 結核登録患者状況

ア 新登録患者数及び罹患率（潜在性結核感染症を除く）の年次推移

中部保健所管内および沖縄県の結核罹患率は令和3年まではおおむね10を超えていたが、令和4年に減少し、令和5年以降は徐々に増加している。令和4年の罹患率減少の背景として、令和2年から続いた新型コロナウイルス感染症による受診控えや健診未実施が影響していると考えられる。令和6年の中部保健所管内及び沖縄県の罹患率は9.6で、全国に比べて高くなっている。

表8 新登録患者数及び罹患率（潜在性結核感染症を除く）

年	中部保健所		沖縄県		全国	
	新登録者 (人)	罹患率 (%)	新登録者 (人)	罹患率 (%)	新登録者 (人)	罹患率 (%)
令和2年	65	12.7	186	12.7	12,739	10.1
令和3年	64	12.5	175	11.9	11,519	9.2
令和4年	33	6.3	124	8.4	10,235	8.2
令和5年	39	7.5	128	8.7	10,096	8.1
令和6年	50	9.6	141	9.6	10,051	8.1

資）結核サーベイランス（罹患率：人口10万人あたりの罹患患者数）

イ 活動分類別新登録患者の年次推移

令和6年の中部保健所管内における活動性結核新登録者は50人で、うち肺結核活動性患者は39人（78.0%）、肺外結核活動性患者は11人（22.0%）である。肺結核活動性患者39人のうち20人が喀痰塗抹陽性であり、割合は51.3%で、直近5年間で最も高くなっている。

表9 活動分類別新登録患者数

単位：人

年	区分	活動性結核								※潜在性結核感染症(別掲)
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性(率)	
			総数(率)	喀痰塗抹陽性		その他結核菌陽性	菌陰性・その他			
				初回治療	再治療					
令和２年	中部	65	49(75.４)	24(49.０)	24	0	16	9	16(24.6)	55
	県	186	129(69.４)	62(48.1)	61	1	51	16	57(30.6)	137
令和３年	中部	64	41(64.１)	20(48.8)	18	2	15	6	23(35.9)	51
	県	175	118(67.４)	50(42.4)	47	3	50	18	57(32.6)	102
令和４年	中部	33	19(57.6)	9(47.4)	9	0	7	3	14(42.4)	32
	県	124	82(66.1)	33(40.2)	33	0	38	11	42(33.9)	125
令和５年	中部	39	21(53.8)	8(38.1)	8	0	12	1	18(46.2)	24
	県	128	84(65.6)	36(42.9)	34	2	35	13	44(34.4)	123
令和６年	中部	50	39(78.0)	20(51.3)	20	0	14	5	11(22.0)	42
	県	141	104(73.8)	44(42.3)	44	0	47	13	37(26.2)	143

資）結核サーベイランス

ウ 年齢階級別新登録患者の年次推移

令和6年の新登録者のうち70歳以上の高齢者は、中部保健所管内は34人で全体の68.0%を占めており、沖縄県は93人で全体の66.0%を占めている。

表10 年齢階級別新登録患者数

単位：人

年齢区分		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		県	中部	県	中部	県	中部	県	中部	県	中部
		186	65	175	64	124	33	127	39	141	50
年令別階級別	0～4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15～19	3	2	3	0	0	0	3	0	2	1
	20～29	13	1	13	4	14	2	10	3	14	3
	30～39	3	0	5	3	3	1	8	4	9	4
	40～49	11	5	8	3	5	1	5	3	5	2
	50～59	17	4	15	8	6	1	8	3	6	3
	60～69	22	10	21	9	11	3	14	4	12	3
	70才以上	116	42	110	37	85	25	79	22	93	34

資)結核サーベイランス

エ 市町村別新登録患者年次推移

令和6年において、新登録者の罹患率が10を超えていた中部保健所管内の市町村は、宜野湾市、うるま市、宜野座村、金武町、中城村である。

表11 市町村別新登録患者数

市町村	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率
宜野湾市	11	11.1	13	13.1	8	8.0	10	10.0	13	13.0
沖縄市	20	14.1	14	9.9	8	5.6	7	4.9	11	7.8
うるま市	17	13.9	19	15.5	9	7.1	14	11.1	13	10.2
恩納村	5	46.6	1	9.2	2	17.8	0	0.0	1	8.8
宜野座村	1	17.1	1	16.9	1	16.8	1	16.7	1	16.4
金武町	1	8.9	4	35.6	0	0.0	2	18.5	3	27.8
読谷村	4	10.1	4	10.0	5	12.0	1	2.4	2	4.8
嘉手納町	1	7.5	1	7.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
北谷町	4	14.2	2	7.1	0	0.0	3	10.6	2	8.9
北中城村	0	0.0	1	5.9	0	0.0	1	5.5	1	5.5
中城村	1	4.6	4	18.1	0	0.0	0	0.0	3	13.1
管内総数	65	12.7	64	12.5	33	6.3	39	7.5	50	9.6
沖縄県	186	12.7	175	11.9	124	8.4	128	8.7	141	9.6

資)結核サーベイランス(罹患率：人口10万人あたりの罹患患者数)

(4) 患者管理

ア 国は結核対策について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき「結核に関する特定感染症予防指針」を定めている。

指針の目的は、予防のための総合的な施策を推進する必要がある結核について、国、地方公共団体、関係団体等が連携して取り組むべき課題に対し、取組の方向性を示すこととし平成 19 年に策定され、平成 28 年に改正されている。改正の主なポイントとして、患者の生活環境に合わせ、必要に応じた DOTS（直接服薬支援）の実施依頼等、地域の関係機関への積極的な調整、潜在性結核感染症（LTBI）の者に対する DOTS の徹底など、患者中心の DOTS の推進を示している。

イ 中部保健所地域 DOTS 事業

平成 17 年 4 月の結核予防法改正（平成 18 年感染症法に統合）により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は保健所長や医師の責務として定められ、DOTS の推進が求められている。

(ア) 平成 15 年度に結核特別対策事業として服薬中断が予測されるハイリスク者を対象に地域 DOTS 事業を開始し、平成 22 年からは潜在性結核感染症を含め対象を拡大した。

平成 16 年 11 月からは毎月 1 回所内 DOTS・コホート検討会を開催し、患者の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告・服薬支援評価を行い、服薬中断の予防に努め、患者の治療完遂を目指している。

(イ) 平成 26 年 1 月から結核患者の地域における服薬支援の実施方法のひとつとして、結核指定医療機関に指定されている薬局の協力のもと、「薬局を活用した服薬支援事業（薬局 DOTS）」を実施している。令和 6 年度は 4 薬局にて 4 人に実施している。

(ウ) 中部保健所管内の関係機関との連携を図り地域 DOTS 支援体制を強化することを目的に、令和 6 年度は県立中部病院及び、中部徳洲会病院との連絡会議をそれぞれ 1 回開催した。

ウ 結核登録患者への支援状況

患者の届出を受け、速やかに患者・家族面接を実施している。令和 6 年度の訪問指導実人員は 95 人、延人員 392 人である。電話相談は延人員 1,346 人、来所相談は延人員 195 人である。

表 12 結核登録患者への支援内訳

令和 6 年度 単位：人

訪問指導				相談		薬局 DOTS	
実人員	(再掲) DOTS	延人員	(再掲) DOTS	電話	来所	実人員	延人員
				延人員	延人員		
95	87	392	337	1,346	195	4	8

資）地域保健・健康増進事業報告

エ 感染症診査協議会

感染症法第 24 条に基づき設置され、同法第 18 条第 1 項の規定による就業制限、第 19 条、第 20 条の規定による入院勧告並びに入院延長、第 37 条の 2 による医療費の申請に関する必要な事項を審議している。

(ア) 感染症診査協議会開催状況

令和6年度開催回数：22回（原則として毎月第2、第4木曜日開催）

(イ) 公費負担申請に関する諮問件数及び審議結果

感染症法第37条による入院勧告患者の医療費、第37条の2による外来治療患者等に対する医療費の公費負担について保健所長からの諮問に対し、審議を行う。

表13 公費負担申請諮問及び審議結果内訳

令和6年度 単位：件

公費負担申請諮問件数	承認		保留		不承認	
	37条	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2
171	46	122	0	3	0	0

(ウ) 感染症診査協議会委員

感染症診査協議会委員は3人以上で組織し、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者の他、人権擁護の観点から法律に関する学識経験者及び医療・法律以外の学識経験者のうちから、県知事が任命する。

沖縄県においては委員は6人以内で組織している。

任期：2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

表14 感染症診査協議会委員名簿

区 分	氏 名	所属・職名
委員長	比嘉 太	独立行政法人国立病院機構沖縄病院 副院長
委 員	椎木 創一	沖縄県立中部病院 感染症内科部長（令和6年8月1日～）
委 員	伊敷 晴香	社会医療法人敬愛会中頭病院 感染症・総合内科医師
委 員	仲眞 みちよ	司法書士・土地家屋調査士仲眞みちよ事務所司法書士
委 員	澤岬 京子	うるま市具志川西民生委員・児童委員協議会赤道区担当 副会長

(5) ハイリスク者及び濃厚接触者対策

ア 接触者健康診断の実施（感染症法第17条）

結核患者の周囲の感染者及び発病者の早期発見と感染源調査を目的に接触者健診を実施している。接触者に対して、健診と発病予防・有症状時の早期受診等の保健指導を実施し、経過観察を行っている。

(ア) 接触者健康診断検討会

令和6年度の接触者健康診断検討会の開催は26回で、延141件の結核患者について、接触者健康診断の必要性の検討を行っている。

(イ) 管内の接触者健康診断受診状況

令和6年接触者健診対象者は352名で351名（99.7%）が受診している。そのうち、肺結核と診断されたものは3名（0.9%）で、23名（6.6%）が潜在性結核感染症と診断されている。
※職場健診結果等の確認のみの場合は、対象者数に含んでいない。

表 16 管内の接触者健康診断受診状況

令和 6 年 単位：人

		対象者	受診者	受診率	結核患者 (率)	潜在性結核 感染症(率)
家族、その他		91	91	100%	3(3.3)	9(9.9)
集団	一般病院・精神病院	131	131	100%	0(0)	3(2.3)
	老人・福祉施設等	56	56	100%	0(0)	2(3.6)
	職場・学校等	52	51	98.1%	0(0)	8(15.7)
	その他	22	22	100%	0(0)	1(4.5)
計		352	351	99.7%	3(0.9)	23(6.6)

イ ハイリスク児対策

平成 17 年 4 月結核予防法改正により BCG 直接接種の方法が導入されたことに伴い、コッホ現象（BCG 接種部位の早期の強い炎症反応）疑いとして保健所へ紹介された児に対し、経過観察及び周囲の感染源調査を実施している。また、反応が見られた児の相談も行っているが、令和 6 年度の紹介数は 0 人であった。

表 17 コッホ現象報告内訳

単位：件

	保健所 紹介数	結果		
		終了 (BCG の通常の経過)	経過観察	コッホ診断に て予防的治療
令和 4 年度	0	0	0	0
令和 5 年度	1	0	0	1
令和 6 年度	0	0	0	0

(6) 生化学検査・結核菌検査（塗抹検査、培養検査）

接触者及び管理検診中の結核登録患者に対し、血液検査及び喀痰検査を実施している。令和 6 年度は、接触者に対し延 328 回の QFT 検査を実施し、必要時接触者及び結核登録患者に対し、喀痰による結核菌検査を実施している。

表 18 生化学検査・結核菌検査数

令和 6 年度 単位：件

血液検査			喀痰検査			
QFT	血球計算	生化学	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
328	0	0	5	5	0	0

(7) 胸部レントゲン検査

結核登録患者及び接触者健診対象者に対し、胸部レントゲン検査により活動性結核の評価を行う。令和 6 年度は、管理検診中の結核登録患者延 35 人、接触者健診対象者延 91 人に胸部レントゲン撮影を実施している。

表 19 胸部レントゲン撮影実施状況

令和 6 年度 単位：人、件

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
管理検診延人員	7	5	1	2	1	2	6	2	3	3	2	1	35
接触者健診延人員	2	9	12	3	7	5	9	7	12	6	16	3	91
撮影延件数	9	14	13	5	8	7	15	9	15	9	18	4	126

資) X 線照射記録

(8) 啓発活動（結核予防に関する知識の普及啓発）

ア 結核・呼吸器感染症予防週間（9 月 24 日～9 月 30 日）

結核・呼吸器感染症予防週間を契機として、結核・呼吸器感染症に対する県民の関心を高め、正しい知識を深めていただくとともに、官民一体となった結核・呼吸器感染症対策の取り組みへの参加意識を高めることを趣旨として実施している。

(ア) 広報資料等の配布

管内 11 市町村および管内市町村地域包括支援センター（26 か所）、管内日本語学校（2 か所）を通して、結核・呼吸器感染症予防週間の周知、取り組み内容を文書に掲載し、住民及び関係者へ結核・呼吸器感染症予防の周知を図った。

(イ) パネル展示

中部保健所ではサンエー具志川メインシティにおいて、9 月 24 日～10 月 1 日の期間（結核・呼吸器感染症予防週間含む）に結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等、結核の現状についてパネル展示を実施した。また中部保健所内では結核相談室前において、通年パネル展示を行い、普及啓発している。なお、予防週間・パネル展示開催については、告知チラシを作製し、保健所にて開催している食品衛生講習会等にて周知した。

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業

（昭和 61 年健医発第 704 号厚生省保健医療局通知による）

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的としている。

イ 結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を行うため、感染症法第 38 条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。（表 20 結核指定医療機関数参照）

表 20 結核指定医療機関数

令和 6 年度 単位：件

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
90 (3)	162 (7)	2

() は令和 6 年度新規指定数

ウ 管理検診委託状況

感染症法第 53 条の 13 に基づき、結核治療終了後 2 年間は再発の有無を確認するため、6 ヶ月に 1 回程度、レントゲン撮影等の精密検査(管理検診)を行っている。

管理検診は、対象者の便宜を図り、検診を効率的に実施するため保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施している。

エ 結核定期健康診断の実施状況報告（法第 53 条の 2、53 条の 7）

市町村長、事業所、学校長及び施設の長は、結核の定期健康診断を実施し、保健所長を経由して知事に報告することとなっている。（定期健康診断実施状況：統計ページ参照）

オ 施設における感染拡大防止の取り組み

施設における結核患者の早期発見や感染拡大防止を図ることを目的として、結核患者が利用していた高齢者施設を対象に研修会を開催している。令和 6 年度は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、サービス付き高齢者向け住宅の職員を対象に開催した。（年 1 回、22 施設 25 人参加）

3 その他の疾病対策

(1) 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンクドナー登録受付）

ア 根拠法令及び目的

(ア) 平成 6 年 9 月 29 日付厚生省発健医第 1096 号厚生省保健医療局長通知

「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」

(イ) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」 平成 7 年 7 月 1 日施行

目 的：骨髄提供希望者が登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で登録受付業務を実施し、骨髄提供者の確保を図る。

イ 骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の登録の意思を確認後、採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付：毎月第 3 水曜日 9:30～11:30（予約制）

登録件数：中部保健所での登録受付件数は毎年度 10 人未満で推移している。

表 1 年度別骨髄バンク登録受付状況 (件)

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
2	7	3	2	5	4	2	0

(2) 石綿健康被害救済法に基づく救済給付の申請・請求手続について

ア 根拠法令及び目的

(ア) 法令：「石綿による健康被害の救済に関する法律」平成 18 年 3 月 27 日施行

(イ) 目的：石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労災補償（労働保険）等で保障されない方に対して救済給付の支給を行う。

対象となる指定疾病は「中皮腫」「石綿による肺がん」「著しい呼吸障害を伴う石綿肺」「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」

(ウ) 保健所で行う業務

県は独立行政法人環境再生保全機構から石綿健康被害救済給付の請求に係る業務の一部について委託を受け、保健所は申請窓口として、申請に関する相談や申請書等の受付を行っている。

イ 申請件数等

令和 6 年度においては、石綿健康被害に関する相談は 3 件、そのうち認定申請は 0 件、指定疾病にかかりお亡くなりになった方のご遺族で、労災補償等の給付を受けることができない方に支給される特別遺族弔慰金等の申請件数は 0 件であった。

表 2 年度別石綿健康被害救済制度に関する相談・申請等状況 (件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	1	1	7	5	6	5	8	4	0	5	3
認定申請件数	0	2	1	0	0	1	1	2	0	1	0
特別遺族弔慰金等請求件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

IV 生活者支援対策

1 母子支援

(1) 母子保健（地域保健班）

○健やか親子おきなわ 21（第2次）における中部保健所母子保健事業

沖縄県の母子保健計画「健やか親子おきなわ 2010」は平成 13 年度に策定され、平成 26 年度に最終評価を迎えた。新たな課題をふまえ、平成 27 年度からの 10 年間を計画期間とした「健やか親子おきなわ 21（第 2 次）」が策定され、令和 6 年度には、10 年間の目標達成状況や取り組みに関する最終評価を実施した。次期母子保健計画は令和 7 年度策定予定である。

10 年後に目指す姿			
沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長する			
主要課題	主要目標	具体的目標	中部保健所母子保健事業
〈基盤課題 1〉 切れ目のない妊産婦への保健対策と地域づくり	妊産婦支援体制の充実、すべての赤ちゃんが元気に生まれ育つ	低出生体重児が減少する	〈関係機関との連携〉 ・管内市町村情報交換会 ・管内市町村母子保健担当者会議 ・ハイリスク妊産婦連携会議 ・母子保健研修会
		妊産婦が安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり	
〈基盤課題 2〉 子どもへの保健対策と地域づくり	すべての子どもが望ましい生活習慣を獲得し、主体的に健康づくりに取り組むことができる	子どもが望ましい生活習慣を身につける	〈医療費助成及び相談〉 ・小児慢性特定疾病医療費助成申請時の相談 ・先進医療不妊治療費助成事業 ・妊娠高血圧症候群等療養援護費 ・先天性代謝異常等検査における要精密検対象者への受診状況確認
		子どもの事故を防止する	
〈基盤課題 3〉 思春期からの保健対策と地域づくり	思春期から主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実	適切な受診行動がとれる	〈小児慢性特定疾病児童等自立支援事業〉 ・家庭訪問、電話、来所等による個別相談・支援 ・小児慢性特定疾病児童の保護者等学習会及び交流会
		10 代の人工妊娠中絶率及び 10 代の性感染症率の減少	
〈重視すべき課題〉 のびのびと心豊かに子育てができる地域づくり	①親や子どもの多様性を尊重し、それを支える地域の実現 ②児童虐待のない地域の実現	深夜徘徊、飲酒、喫煙をする 10 代の減少	
		子どもの心の問題について、相談できる体制が充実する	
		子育てに喜びを感じる親が増える	
		育てにくさを感じる親を早期に支援する体制の充実	
		虐待される子どもが減る	

ア 医療費助成及び相談

(ア) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

根拠：児童福祉法第 19 条の 3 第 3 項

目的：小児慢性特定疾病児の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児等家庭の医療費の負担軽減を図る。

表 1 小児慢性特定疾病 疾患群別受給状況

令和 6 年度（人）

年度	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患群	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
令和 2 年度	88	85	106	240	354	35	37	37	12	10	113	43	18	3	10	4	1,195
令和 3 年度	86	71	95	203	284	30	52	36	10	10	113	48	17	3	11	4	1,073
令和 4 年度	91	69	96	179	278	31	51	34	9	7	110	52	21	4	9	4	1,045
令和 5 年度	98	69	101	182	266	35	59	34	14	10	108	49	24	5	13	4	1,071
令和 6 年度	94	65	93	172	272	38	58	30	14	7	108	53	21	6	11	6	1,048

*平成 30 年 4 月から骨系統疾患群・脈管系疾患群追加。

*令和 3 年 11 月から 26 疾病が追加され、16 疾患群 788 疾病(包括的病名を除く)が対象。

表 2 小児慢性特定疾病 市町村別疾患別受給状況

令和 6 年度（人）

疾患分類 年度		悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
新規		10	8	9	18	55	9	10	1	2	0	13	8	4	1	1	2	151
更新		84	57	84	154	217	29	48	29	12	7	95	45	17	5	10	4	897
重症（再掲）		5	2	31	16	1	1	1	4	0	0	35	2	8	0	1	1	108
呼吸器（再掲）		0	0	25	6	4	0	1	3	0	0	14	0	8	0	0	0	61
総計		94	65	93	172	272	38	58	30	14	7	108	53	21	6	11	6	1048
受給者の市町村別内訳	宜野湾市	14	19	13	30	123	7	13	5	4	0	25	7	2	1	2	2	267
	沖縄市	27	19	32	46	49	9	16	10	5	3	30	20	6	1	3	1	277
	うるま市	22	9	23	44	27	10	9	6	4	4	29	11	11	4	3	1	217
	恩納村	0	0	0	5	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	14
	宜野座村	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	11
	金武町	0	2	4	4	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	1	0	17
	読谷村	7	4	8	14	17	4	7	0	1	0	2	2	1	0	1	0	68
	嘉手納町	3	1	2	4	4	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	20
	北谷町	9	2	5	11	14	0	2	4	0	0	2	7	0	0	0	0	56
	北中城村	2	3	5	6	10	2	2	2	0	0	5	2	0	0	1	0	40
	中城村	8	6	1	7	20	2	5	2	0	0	6	1	1	0	0	0	59
	その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2

*その他：保護者の住所地での申請になるため、施設入所や進学等で管外市町村在住の児の内訳。

表3 小児慢性特定疾病 人工呼吸器装着者 疾病別市町村別受給状況

令和6年度(人)

市町村	疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患群	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	先天異常症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
宜野湾市		0	0	6	2	0	0	0	2	0	0	4	0	1	0	0	0	15
沖縄市		0	0	12	2	3	0	0	1	0	0	7	0	4	0	0	0	29
うるま市		0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	8
恩納村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宜野座村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金武町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
読谷村		0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
嘉手納町		0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
北谷町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
北中城村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中城村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	25	6	4	0	1	3	0	0	14	0	8	0	0	0	61

*その他：保護者の住所地での申請になるため、施設入所や進学等で管外市町村在住の児の内訳。

(イ) 先進医療不妊治療費助成事業（令和4年度開始）

根拠：沖縄県先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱

目的：不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、厚生労働省の先進治療関連の技術に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

〈制度の経緯〉

令和4年度から不妊治療は保険適用へ移行したが、一部の治療については保険適用外となったことから、沖縄県では保険適用外となった不妊治療のうち、先進医療に告示された治療に対して治療費を助成する事業を開始した。対象は、令和6年4月1日以降に不妊治療を開始し、治療開始時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦であること、夫婦の何れかが沖縄県内（那覇市以外）に住所を有していること、治療開始時点における妻の年齢が43歳未満の夫婦を要件としている。

表4 市町村別先進医療不妊治療費申請件数

(件)

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
令和4年度	41	42	33	6	1	1	14	3	9	4	8	162
令和5年度	80	91	73	7	6	10	32	10	23	7	19	358
令和6年度	76	80	73	5	4	5	19	7	25	14	21	329

(ウ) 妊娠高血圧症候群療養援護費

根拠：沖縄県妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患（認定基準あり）に罹患し、入院期間 7 日以上、世帯の前年所得課税額 15,000 円以下の世帯に属する妊産婦を対象としている。

内容：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために 7 日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

表 5 妊娠高血圧症候群療養援護費 申請件数

(件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件数	0	0	0	0	0

イ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

根拠：児童福祉法 19 条の 22

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

目的：慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とする。

(ア) 訪問指導

目的：長期にわたり療養を必要とする児童等とその家族に対し、適切な療養の確保、必要な情報提供を行い、療育上での悩みや不安等の軽減を図る。

表 6 家庭訪問状況

(件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実数	64	50	61	77	52
延数	100	58	108	114	84

(イ) 小児慢性特定疾病児童の保護者等学習会

目的：慢性的な疾病を抱えるため、学校生活などでの教育や社会性の涵養に遅れが生じ、自立を阻害されている小児慢性特定疾病児童等について、経験者から話を聞くことで保護者が児に適した就学に関する情報を得られ、就学先検討の機会とすることを目的とする。

日時	令和 6 年 12 月 3 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 4 時
対象	医療的ケアのある 2～4 歳の未就学児の保護者で、就学検討に関して不安や悩みのある方、就学に関する情報を得たい方
参加者	学習会 4 名 交流会 4 名
内容	1. 先輩保護者の体験談 「普通小学校、特別支援学校を選択した経緯や就学に向けての準備について」 「入学後について」 2. 保護者交流会 「就学に関する交流会（質疑応答）」

ウ 関係機関との連携

(ア) 管内市町村情報交換会

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号・第8号、第8条

目的：管内市町村および保健所が、各市町村における母子保健活動や事業について情報交換を行い、母子保健事業の円滑な推進を図る。

日時	令和6年5月13日（月）～5月24日（金）午前または午後
対象	管内全11市町村の母子保健担当者
内容	1. 保健所の体制及び業務内容等紹介 2. 市町村の体制及び業務内容等紹介 3. 市町村母子保健事業に関する情報共有及び意見交換 （1）管内市町村に関するデータから見える現状 （2）R5ハイリスク妊産婦連携会議後の医療機関との連携等 （3）市町村における母子保健上の課題及び解決に向けての取り組み等について （4）中部保健所管内の市町村と意見交換したいことについて （5）その他（母子保健担当者会議にて共有・検討が必要な事項 等）

(イ) 管内市町村母子保健担当者会議

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号・第8号、第8条

目的：管内市町村における母子保健対策の充実に取り組むとともに、関係機関を含めた有機的な連携体制の強化及び情報共有、また、母子保健事業実施体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制が構築されることを目的とする。

日時	令和6年6月20日（木）午後2時～午後4時
対象	管内市町村母子保健担当者
参加者	管内11市町村（24名）
内容	1. 報告事項：※本庁担当課への照会・回答 2. 協議事項： ○「母子保健行政のあゆみ」地域保健班班長 （1）こども家庭センター （2）母子保健推進員 （3）産後ケア事業等 （4）親子健康手帳交付時のスクリーニングにて把握した妊婦への対応 （5）1ヶ月児健診及び5歳児健診 （6）その他母子保健事業に関する確認事項 3. その他母子保健に関する意見交換

(ウ) 母子保健研修会

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号・第8号、第8条

目的：管内市町村の母子保健担当者が、妊産婦のメンタルヘルスについて理解を深め、事例を通して必要な支援や連携について学ぶことで、心身の不調や育児不安を抱えた妊産婦の今後の支援に活かす機会を得る。

日時	令和6年10月24日（木）午前10時～12時
対象	管内市町村母子保健担当者
参加者	10市町村（34名）
内容	・講話「周産期のメンタルヘルス」 講師：宮 貴子 氏（宮メンタル・ラボ） ・事例検討「妊産婦のメンタルヘルス支援について」

(エ) ハイリスク妊産婦連携会議

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号・第8号

目的：産科医療機関と管内市町村がハイリスク妊産婦についての情報を共有し、支援の必要な妊産婦にタイムリーかつ一貫した支援を行うことで、妊産婦が安心して生活できる体制を構築する。

日時	令和7年2月25日（火）午後2時～4時
対象	管内市町村母子保健担当者、管内産科医療機関の助産師等
参加者	市町村：9市町村（15名）、産科医療機関：8機関（12名）
内容	・子育て支援地域連絡票の活用について ・ハイリスク妊産婦支援について

エ 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）

根拠：先天性代謝異常等検査実施要領

目的：県内で出生した全ての新生児を対象に、マススクリーニング検査を行い、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療を促すことで障害の発現を予防する。

表7 先天性代謝異常等検査における受診状況確認依頼及び情報提供件数 (件)

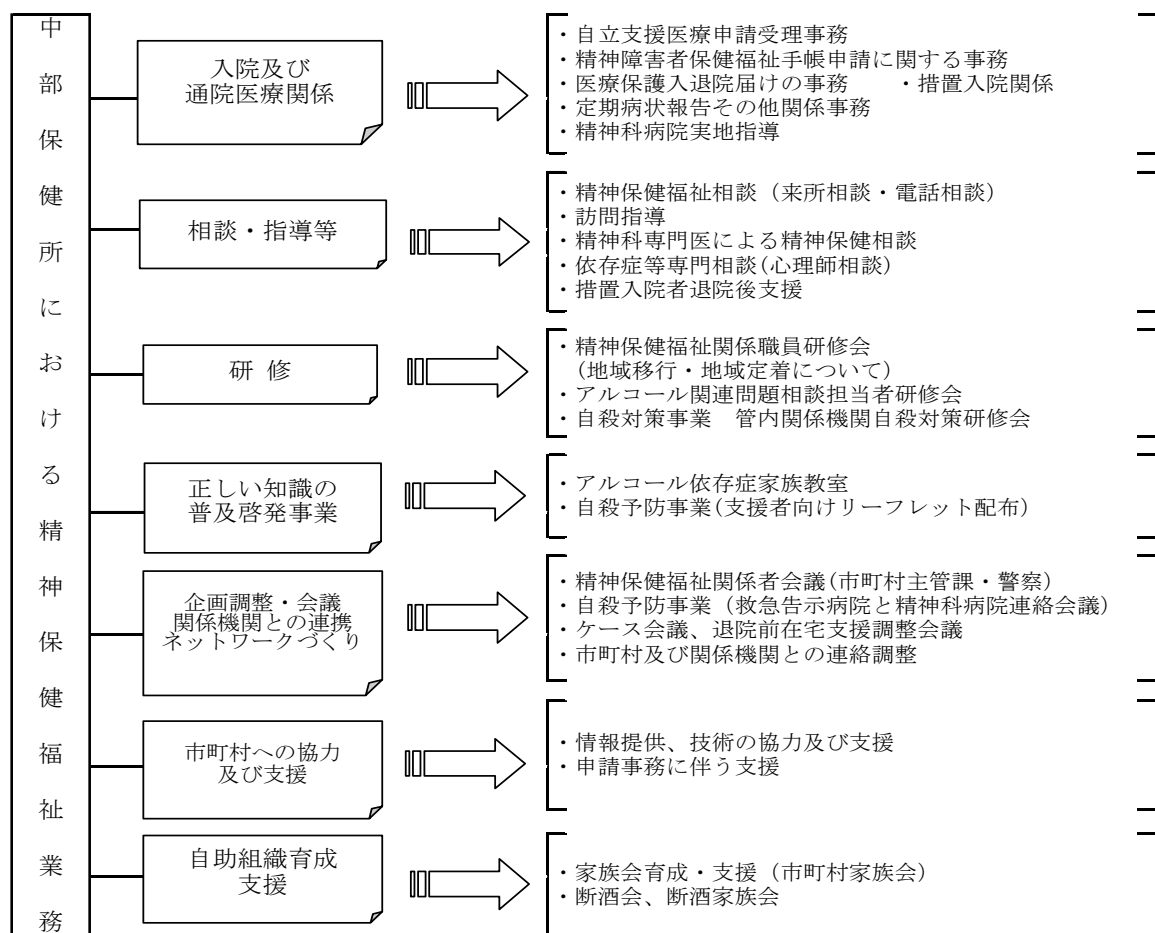
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
陽性・偽陽性者数		0	0	0	0	0
要治療		0	0	0	0	0
疾患	先天性甲状腺機能低下症	0	0	0	0	0

2 障害者支援

(1) 精神保健福祉（精神保健班）

平成5年「障害者基本法」の制定により精神障害者も福祉施策の対象となり、平成7年「精神保健法」から「精神保健福祉法」へ改正され、障害者の自立と社会参加の促進が目的に明示された。平成11年の同法改正に伴い、精神障害者の保健福祉の充実が掲げられ、市町村を実施主体とする在宅福祉サービスが位置づけられた。精神保健医療福祉施策は平成16年「精神保健医療福祉の改革のビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心への転換」という基本的な理念により推進されている。平成18年障害者自立支援法の施行により、通院医療公費負担制度は「精神保健福祉法」から「障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）」に移行となり、自立支援給付・地域生活支援事業が実施され、障害の種別（身体、知的、精神）にかかわらず身近な市町村を中心にサービスが提供されることになった。平成25年精神保健福祉法改正に伴い、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直し等がされた（平成26年4月施行）。さらに令和4年における同法改正では、医療保護入院の期間が法定化され、更新制度を導入。医療保護入院や措置入院者には退院後生活環境相談員を選任するなど、退院支援における地域との連携が義務化された。市町村が実施する精神保健に関する相談業務についても相談の対象者が精神障害者だけでなく、精神保健に課題を抱えるものにも拡大された（法第46条）（令和6年4月施行）。

また、平成18年自殺対策基本法の制定、平成19年「自殺総合対策大綱」により、自殺対策を社会全体で総合的に取り組むことになった。保健所では下記の事業を行っている。



ア 入院及び通院医療に関すること

(ア) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況

根拠：障害者総合支援法第52条

目的：精神疾患のため通院治療に必要な医療費について、各種健康保険と障害者総合支援法により9割を助成する制度。原則1割が自己負担（所得に応じて負担軽減あり）となるが、沖縄県では復帰特別措置法の適用により全額公費負担となる。精神保健福祉法第32条に定められていた精神通院医療の公費は、平成18年4月1日から自立支援医療費に移行された。指定医療機関制度の導入により、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所も指定対象となり、支給決定の有効期間も2年から1年になった。

表1 市町村別・疾病別自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況 令和6年度

市町村	統合失調症	気分（感情）障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	（脳器質性精神障害（認知症を除く）	認知症	神経症	人格障害	生理的要因に関連した行動症候群	心理的発達障害	小児青年期の行動情緒障害	その他	合計
				アルコール	その他													
宜野湾市	723	1,684	274	114	14	23	0	1	0	60	213	254	7	4	250	129	1	3,751
沖縄市	1,555	2,387	468	207	34	53	0	3	0	151	449	475	18	7	258	117	1	6,183
うるま市	1,455	1,732	439	171	17	59	0	0	0	105	396	476	10	5	220	99	1	5,185
恩納村	91	78	27	21	7	6	0	0	0	4	24	22	2	0	20	9	0	311
宜野座村	39	58	15	10	0	3	0	0	0	1	15	15	1	0	8	2	0	167
金武町	115	116	43	33	12	5	1	0	0	7	32	39	4	1	15	15	0	438
読谷村	409	512	135	34	4	20	0	2	0	26	54	100	3	2	73	38	2	1,414
嘉手納町	106	165	44	25	2	3	0	0	0	7	21	19	0	0	23	7	0	422
北谷町	203	354	54	23	1	8	0	2	0	14	58	76	0	2	48	34	0	877
北中城村	137	197	66	11	0	4	0	0	0	18	26	51	3	0	30	14	0	557
中城村	171	264	54	10	1	11	0	1	0	26	54	37	1	0	43	14	1	688
合計	5,004	7,547	1,619	659	92	195	1	9	0	419	1,342	1,564	49	21	988	478	6	19,993

* 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に有効期間があった方の数字である。

* 中毒性精神障害のアルコールはアルコール依存症とアルコール精神障害を含む。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

根拠：精神保健福祉法第45条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰や社会参加の促進を図るために平成7年10月に創設された。
本人の申請で交付され、有効期間は2カ年でその都度更新が必要である。
平成14年4月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となっている。平成18年10月1日から、精神保健福祉手帳の様式が変更になり、写真貼付欄が設けられている。

表2 市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況

令和6年度

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1級	226	346	305	13	7	14	76	24	51	26	33	1,121
2級	527	1,010	751	32	18	66	194	60	123	63	80	2,924
3級	216	381	194	11	7	23	81	20	56	34	27	1,050
合計	969	1,737	1,250	56	32	103	351	104	230	123	140	5,095

* 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に有効期間があった方の数字である。

(ウ) 医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第33条入院）

医療保護入院とは、自傷他害の恐れはないが精神保健指定医による診察の結果、入院が必要と判断された患者で精神症状により本人の同意が得られないため、保護者の同意に基づいて行われる入院である。医療保護入院を行った場合、精神科病院の管理者は、10日以内に同意書を添えて最寄りの保健所長を経由して県知事に届け出なければならない。

表3 医療保護入院者数

令和6年度

	合計	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	その他
		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	
計	525	43	175	162	7	3	17	25	11	15	17	10	40
症状性を含む器質性精神障害 (F0)													
アルツハイマー型認知症 (F00)	295	33	86	99	5	2	11	11	4	8	12	7	17
血管性認知症 (F01)	74	4	39	14	1	0	2	6	0	2	2	1	3
左記以外の症状性を含む器質性精神障害 (F02～09)	156	6	50	49	1	1	4	8	7	5	3	2	20
精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F1)													
計	52	4	16	9	2	1	2	3	3	1	2	0	9
アルコール使用による精神及び行動の障害 (F10)	47	4	14	8	2	1	2	3	3	1	0	0	9
覚せい剤使用による精神及び行動の障害 (F11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F12～19)	5	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害 (F2)	488	42	140	136	8	4	7	36	12	20	14	13	56
気分（感情）障害 (F3)	134	9	31	40	3	0	5	12	1	2	2	2	27
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (F4)	10	0	4	4	0	0	0	1	0	0	0	0	1
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (F5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
成人のパーソナリティ及び行動の障害 (F6)	4	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
精神遅滞[知的障害] (F7)	32	0	9	13	0	0	3	0	0	1	1	2	3
心理的発達の障害 (F8)	10	1	3	1	0	0	0	1	1	1	0	1	1
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害 (F9)	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
てんかん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,260	99	379	365	21	9	34	78	28	40	37	28	142

* 精神保健福祉法第33第7項に基づき、当保健所管内精神科病院管理者から届け出のあった医療保護入院者を計上

(エ) 精神障害者にかかる申請・通報状況

一般人からの保護申請、警察からの通報、精神病院管理者からの届け出等を受理し、調査結果により診察が必要と認めた者について、指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院させなければ自傷他害の恐れがあると診断した場合、県知事の権限による措置入院となる。精神保健福祉法第29条（都道府県知事による入院措置）

表4 精神障害者にかかる申請・通報状況

	申請・通報・届出等件数				診察を受けた者			調査により 診察不要と 認めた者	酩酊規制法 による通報
	合計	一般人の 申請 (法第22条)	警察官通報 (法第23条)	精神病院管理 者の届け出 (法第26条の2)	計	要措置 (法第29条)	措置 不要		
令和4年度	48	0	48	0	24	22	2	24	7
令和5年度	49	1	48	0	27	23	4	22	8
令和6年度	31	0	31	0	15	15	0	16	3

(オ) 精神科病院実地指導

根拠：平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房 障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長連名通知『精神科病院に対する指導監督等の徹底について』及び精神保健福祉法第38条の6

目的：精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰・社会参加の促進を図るため、精神科病院の実地指導（実地審査を含む）を行っている。特に入院患者の処遇については、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等に係る処遇が適切に行われ社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要がある。令和6年度は、令和6年9月～令和7年1月にかけて、当保健所管内の8精神科病院について、以下の指導項目で実施した。

(沖縄県精神科病院実地指導要領抜粋)

- ① 過去の実地指導に対する改善状況について
- ② 精神科病院内の設備等について
- ③ 医療環境について
- ④ 精神保健指定医について
- ⑤ 指定病院について
- ⑥ 措置入院について
- ⑦ 医療保護入院の入院手続きについて
- ⑧ 医療保護入院の期間の更新について
- ⑨ 応急入院について
- ⑩ 任意入院について
- ⑪ 特例措置について
- ⑫ 入院患者の通信面会について
- ⑬ 入院患者の隔離について
- ⑭ 入院患者の身体的拘束について

- ⑮ 入院患者の隔離及び身体的拘束等の行動制限に関する一覧性のある台帳の整備について
- ⑯ 入院患者に対する虐待の防止について
- ⑰ 入院患者等のその他の処遇について
- ⑱ その他保健所共通指導事項
- ⑲ その他保健所別指導事項

イ 相談指導等（根拠：精神保健福祉法第47条）

（ア）精神保健福祉相談（電話・来所）及び訪問指導

保健師や精神保健福祉相談員が、本人や家族・関係者からの相談（電話・来所）に随時対応している。相談内容は、アルコール問題やうつ病、心の健康づくりに関すること、社会復帰に関すること、その他である。その他の内容は、医療中断者や未治療者の受診についての相談、就労に関すること、在宅療養者の生活相談等であり必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、本人、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。また、複雑困難なケースについては精神科医による相談につなげることや、事例検討により支援内容の検討を行い、チーム体制で取り組んでいる。

表5 精神保健福祉相談（電話・来所）及び訪問指導

年度	形態	実人員	計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	その他
令和4年度	電話		3588	42	3	529	37	65	5	51	2856
	来所	157	252	0	1	48	1	31	1	11	159
	訪問	95	324	3	0	43	3	0	0	0	275
令和5年度	電話		3706	68	1	597	14	33	26	156	2811
	来所	115	198	1	0	31	1	14	5	13	133
	訪問	88	239	4	0	50	0	0	0	1	184
令和6年度	電話		2093	39	7	150	13	37	6	58	1783
	来所	123	186	7	4	15	4	21	1	14	120
	訪問	66	153	2	0	12	1	0	0	0	138

（イ）精神科医による精神保健相談

精神科医による精神医学的な判断および対応等の助言を得ることで、本人・家族が精神障害を持ちながらも安心して生活できるよう支援することを目的として予約制により実施している。

令和6年度は7回開催、10件の相談を行った。相談者は本人と家族が2件、本人が1件、家族が7件であった。相談内容は「治療の必要性について（病気かどうか）」や「対応について」等であった。

（ウ）依存症等専門（心理師）相談（根拠：依存症関連問題対策総合支援事業）

心理師の相談を行うことで、相談者が依存症等による心の問題の理解を深め、改善・軽減を目指し、安心して生活できるよう支援することを目的として予約制により実施している。

令和6年度は7回開催、9件の相談を行った。相談者は本人と家族が2件、本人が2件、家族が5件であった。相談内容はアルコール関連が3件（実員数3人）、ギャン

ブルが4件(実員数4人)、薬物が2件(実員数1人)であった。

(エ) 措置入院者退院後支援（根拠：地方自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン、沖縄県措置入院者退院後支援計画マニュアル）

退院後に医療等の必要性が特に高い措置入院者を支援対象者として、退院後における社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加促進に必要な支援を対象者が適切かつ円滑に受けることを目的に、本人同意を得た上で、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援に関する計画を作成し、精神障害者が地域で安心して生活できるよう支援体制を構築している。

本人からの同意が得られない等の理由で計画策定に至らない場合も、入院先医療機関や関係機関と連携した相談支援を行っている。

ウ 研修

(ア) アルコール関連問題支援者研修会

目的：アルコール関連問題の相談を受ける機会がある支援者が、健康障害としてのアルコール依存症の基本的理解や関連して生ずる問題等への対応方法を学ぶことで、相談対応のスキルアップを図ることを目的とする。

対象：中部管内市町村精神保健所管課、市町村健康づくり所管課、生活保護担当課等、委託相談支援事業所、アルコール関連問題のある方の相談を受ける機会がある支援者

表6 内容及び参加状況等

日時	内容及び講師	参加人数
令和6年 9月10日 (火) 13:30～ 16:30	報告：「管内の現状および中部保健所での取り組み」 報告者：中部保健所精神保健班 保健師 講話①：「アルコール依存症の基本的知識について」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院 医師：手塚幸雄 氏 講話②：「アルコール関連問題の相談対応について」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院 精神保健福祉士：新垣真梨子 氏 グループワーク	23名 アンケート 回収22名

(イ) 自殺対策事業 管内関係機関自殺対策研修会

目的：自殺対策に携わる地域の支援者が、自殺に関する相談対応や自殺のリスクアセスメントについて学ぶ事で適切な支援ができるよう、人材育成を目的とする。

対象：市町村精神担当所管課、保健部門所管課、生活保護課、委託相談事業所において、自殺に関する相談を受ける機会がある支援者

表7 内容及び参加状況等

日時	内容及び講師	参加人数
令和6年 11月7日 (木) 13:30～ 16:30	報告：「管内の現状及び中部保健所の取り組み」 担当：精神保健班 保健師 講話：「自殺・自傷行為の理解と対応」 事例検討：「典型的な事例からリスクや対応を考える」 講師：琉球こころのクリニック 院長 大鶴卓 氏	25名 アンケート 回収24名

(ウ) 自殺未遂者等ハイリスク者支援事業にかかる事例検討会等

目的：支援者が、自殺ハイリスク者の抱えている課題の整理や支援の方向性について検討を行うことで今後の支援に活かすことを目的とする。

対象：自殺関連ケースに関わる支援者（市町村、委託相談事業所、病院等）

令和6年度は実施なし。

(エ) 地域移行・地域定着関係職員研修会

目的：長期入院中の精神障がい者が本人の意向に沿って地域で生活できるように、精神科病院職員と地域支援関係者が地域移行支援について理解を深め、相互の連携を図ることで地域移行・地域定着支援を促進する。

対象：管内精神科病院、市町村、訪問看護事業所、相談支援事業所の職員 等

表8 内容及び参加状況等

日時	内容及び講師	参加人数
令和7年 2月27日 (木) 13:30～ 17:00	1) 報告 「地域移行支援に関する管内の現状」 報告者：中部保健所精神保健班 事業担当 2) 講話 「本人が希望する暮らしのために ～ツールとしてのクライシスプラン～」 講師：琉球こころのクリニック 院長 大鶴卓 氏 3) 事例を用いたグループワーク	57 名 アンケート 回収 52 名

エ 普及啓発事業

(ア) アルコール家族教室

目的：中部保健所管内のアルコール関連問題に関する相談件数は、例年相談全体の1割程度を占めている。また、特徴として家族からの相談が最も多く、相談者の半数以上（53.8%）を占めている。

そこで、アルコール関連問題を抱え悩んでいる家族がアルコール依存症について正しい知識を学び、家族同士の交流を行うことで、家族自身が回復のイメージを持つことができることを目的にアルコール家族教室を実施する。

対象：アルコール問題を抱える方の家族等

表9 内容及び参加状況等

日時		内容及び講師	参加人数(延)
令和6年度	8月23日 10月25日 11月21日	①講話「アルコール依存症の理解&困った状況の対応について学ぼう」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院 山田豊 公認心理師 ②講話「家族のできる対応方法～CRAFTの実践～」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院 山田豊 公認心理師 ③講話「依存症について知ろう」 講師：沖縄リハビリテーションセンター病院 手塚幸雄 医師 ④講話「家族体験談」(第1回、第3回) 講師：おきなわアスク 大田房子 代表 那覇断酒会 名嘉美恵子 氏 ⑤講話「本人体験談」(第2回) 講師：石川断酒会 仲間聡 氏 ⑥参加者交流会(各回)	26名

オ 関係機関との連携

(ア) 精神保健福祉に関する会議

a 警察署との連絡会議

目的：中部保健所管内の警察署生活安全課職員及び中部保健所精神保健班職員が、役割を相互に理解し、精神障害者の支援を円滑に進めていくための連絡会議を実施する。

表10 内容及び参加状況等

	日時	内 容	参加者
令和6年度	6月17日	①中部管内における23条通報について 1) 受理から対応までの流れ 2) 通報状況と診察結果 3) 措置入院者に対する退院支援 ②特異事案連絡票について 1) 受理から対応までの流れ 2) 受理状況 ③中部保健所の相談支援について ④意見交換	警察署5名 (4署) ※1署には 資料送付

b 市町村精神保健福祉主管課長・担当者会議

目的：保健所及び管内市町村がお互いの精神保健福祉事業に関する情報交換を行い、保健事業の企画及び個別支援の課題解決にむけた支援について意見交換を行うことを目的とする。

表11 内容及び参加状況等

年 度	日 時	内 容	参加者
令和6年度	6月27日	①保健所からの報告 ・中部保健所管内における相談対応について ②意見交換 ・事例への対応について ・人材確保、専門職員の活用について ・相談窓口周知、相談方法の検討 ・医療保護入院の手続きについて ・自立支援関連	計29名 ・11市町村 (22名) ・保健所 (7名)

(イ) 自殺対策に関する会議

a 中部保健所管内における救急告示病院と精神科病院との連絡会議

根拠：自殺対策基本法第2条、自殺総合対策大綱

経緯：中部管内における「自殺企図者」及び「身体合併のある精神疾患患者」の実態把握と医療提供体制の課題を明らかにするため、平成24年度に救急告示病院と精神科病院へのアンケート調査を行った。

調査の結果、救急告示病院と精神科病院の連携の仕組みづくりが必要であることが明らかとなり、平成26年度から連絡会議を開催した。

目的：中部保健所管内の救急告示病院と精神科医療機関における自殺未遂者への対応の現状や課題を共有し、連携体制を強化することを目的としている。

表12 内容及び参加状況

年 度	日 時	内 容	参加者
令和6年度	令和6年 7月9日 (火)	(内容) (1)保健所報告 ・管内の自殺未遂者の現状 ・中部保健所の取り組みについて (2)意見交換 ・救急告示病院と精神科医療機関の連携について	救急告示病院4ヶ所 精神科病院6ヶ所 計16名

(ウ) 中部保健所管内地域移行・地域定着支援者連絡会議

目的：精神障害者が本人の意向に即し充実した生活を送ることができるよう保健・医療・福祉等関係機関が連携し、長期入院中の精神障害者の地域生活への移行・定着に向けた支援を推進することを目的としている。

対象：管内精神科病院職員、中部圏域コーディネーター、中部福祉事務所主担当 等

※令和6年度は、地域移行・地域定着支援関係職員研修会で市町村職員、訪問看護事業所職員、福祉関係職員を交えて「地域移行の対象者を早期に把握するために必要な取組」や「退院意欲に揺れがある対象者への支援方法」について意見交換を実施した。

(エ) 退院前在宅支援調整会議及びケア会議などへの参加

目的： 精神障害者が必要な医療等の支援、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等、地域で安心して生活出来るよう関係機関が支援体制の構築に向けて協議する。

表13 参加状況

	精神保健福祉法関連 参加回数					医療観察法 関連 参加回数	合計
	小計	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他		
令和4年度	92	38	14	2	38	23	115
令和5年度	151	58	22	9	62	39	190
令和6年度	118	37	13	7	61	58	176

カ 自助組織育成

根拠：精神保健福祉法第46条、厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

(ア) 家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、保健所が支援し各地域で家族会が発足した。学習会や情報交換などの定例会活動等において必要に応じて助言・援助を行っている。

表14 家族会活動状況

令和7年6月現在

名称	定例会	時間	場所	発足年月
NPO法人うるま市 心の健康を守る結の会	第3木曜 (月により変更あり)	午後2～4時	地域活動支援センターゆい (うるま市喜屋武252-1)	H18年4月
沖縄市障がい者家族会 おあしすコール	①定例会 第2木曜、第2日曜 ②家族相談毎週 火、木、土	①午後2～4時 ②午後1～5時	沖縄市福祉文化プラザ1階	H16年4月
読谷村 精神療養者家族会	定例会 第2木曜	午後2～4時	読谷村社会福祉協議会	H9年11月
嘉手納町 精神療養者家族会	第2木曜	午後2～3時	嘉手納町総合福祉センター 1階	H16年4月
金武町精神療養者家族会 イッペーの会	毎月第4木曜 (月により変更あり)	午後2～3時	金武町総合保健福祉センター	不明

(イ) 断酒会活動状況

昭和50年11月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足した。例会を中心にお互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。昭和63年7月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、平成13年11月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。

表15 断酒会活動状況

令和7年6月現在

断酒会名	定例日	時間	場所	発足年月日
沖縄断酒友の会	毎週木曜	午後7～9時	中部保健所3階	S50年11月
中部アメシストの会(女性限定)	第3・4水曜			H13年11月
虹の会	第2土曜		沖縄市保健相談センター	H5年
具志川断酒会	毎週金曜		うるま市うるみん	H7年9月
宜野湾断酒新生会	毎週水曜		人材育成交流センターめぶき	H6年10月
読谷断酒会	毎週月曜		読谷村総合福祉センター	H9年3月
北谷断酒会	毎週木曜		北谷町保健相談センター	H14年
石川断酒会	毎週火曜		うるま市石川保健相談センター	S62年9月
断酒家族会 ひまわり	第1月曜		沖縄市保健相談センター	S62年10月
断酒家族会 たけのこ		R7年度休会中		S62年7月

(2) 難病対策事業（地域保健班）

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律

難病特別対策推進事業実施要綱

難病の定義：

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの

指定難病の定義（医療費助成の対象）：

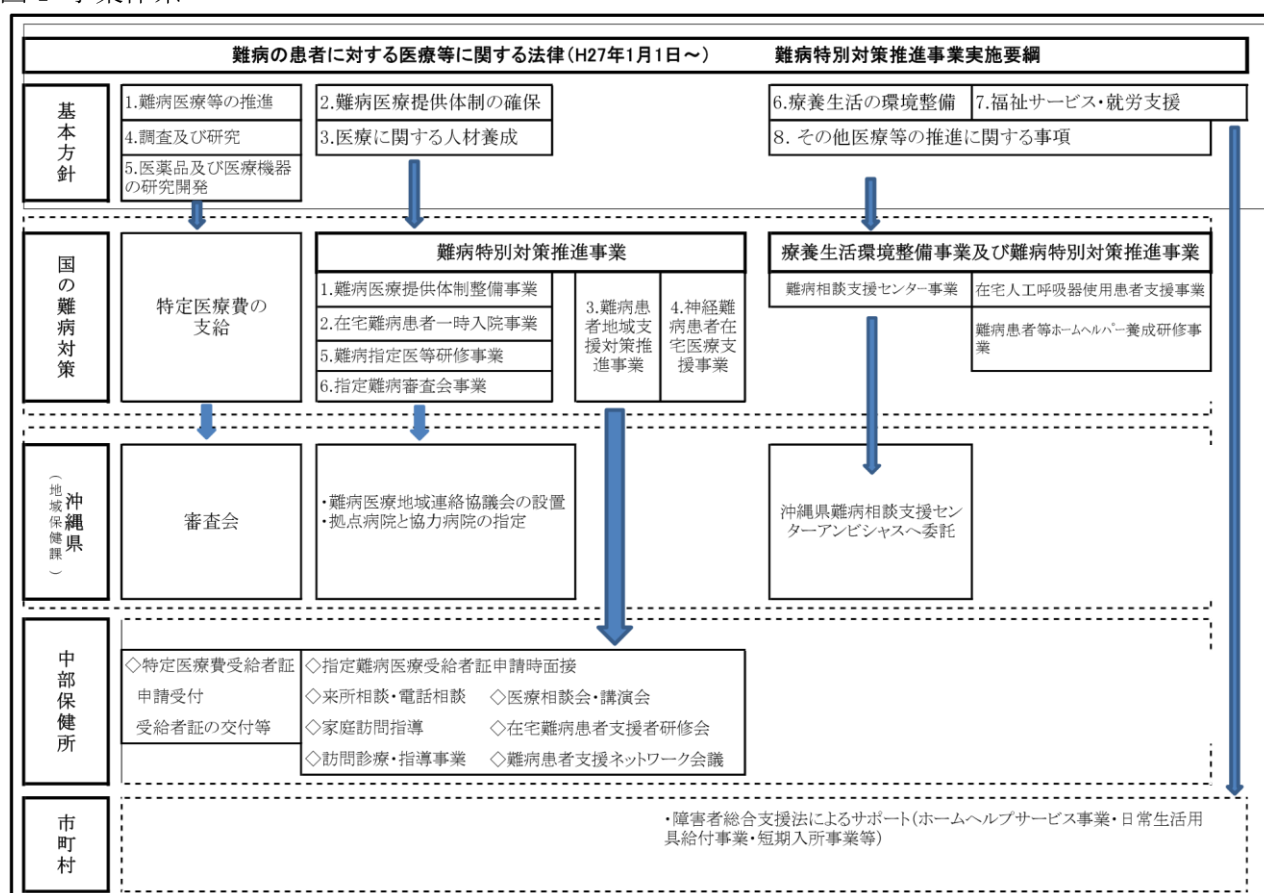
難病のうち、患者数が本邦において一定の人数（人口の 0.1 %程度）に達しないこと及び、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立しているもの

制度の経緯：

本県においては、昭和 48 年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成 7 年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成 26 年 5 月 30 日「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布、平成 27 年 1 月 1 日施行された。それに伴い医療費助成対象疾病（指定難病）の範囲も拡大し平成 27 年 7 月 1 日には 110 疾患から 306 疾患になり、平成 29 年 4 月 1 日に 330 疾患、平成 30 年 4 月に 331 疾患、令和元年 7 月 1 日に 333 疾患、令和 3 年 11 月 1 日に 338 疾患、令和 6 年 4 月に 341 疾患となった。

図 1 事業体系



ア 指定難病 疾患別受給状況

管内の受給者証交付件数は年々増加傾向にあり、沖縄県全体の約3割を占める。
令和6年度における受給者証交付件数は約4,401件であり、前年度より173名増加している。

表1 指定難病の医療費助成受給者証交付状況

令和6年度 (人)

疾患 番号	疾 患 名	管 内						沖縄県	
		R6				R5	R4	R6	R5
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
1	球脊髄性筋萎縮症							8	7
2	筋萎縮性側索硬化症	15	21	36	10	30	33	96	93
3	脊髄性筋萎縮症	3	34	37	2	34	37	62	57
4	原発性側索硬化症	1	1	2		1		3	2
5	進行性核上性麻痺	15	71	86	1	95	86	223	227
6	パーキンソン病	82	431	513	1	487	463	1,569	1,502
7	大脳皮質基底核変性症	3	20	23		29	24	62	67
8	ハンチントン病		9	9		9	7	17	18
10	シャルコー・マリー・トゥース病	2	5	7		5	3	20	19
11	重症筋無力症	8	117	125		125	105	395	378
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	7	60	67	1	56	51	186	170
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	24	25		26	25	69	62
15	封入体筋炎		3	3		4	3	4	4
16	クロウ・深瀬症候群	1	2	3		2	1	4	3
17	多系統萎縮症	5	33	38	6	39	37	86	89
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	4	47	51	3	51	55	148	140
19	ライソゾーム病		7	7	3	7	6	23	24
20	副腎白質ジストロフィー		5	5	2	5	5	7	7
21	ミトコンドリア病		15	15	2	15	10	33	34
22	もやもや病	5	43	48		47	48	115	117
23	プリオン病		1	1		2	1	5	8
24	亜急性硬化性全脳炎		3	3	1	3	3	11	11
25	進行性多巣性白質脳症							1	
26	HTLV-1関連脊髄症	3	17	20		20	18	79	79
27	特発性基底核石灰化症							2	3
28	全身性アミロイドーシス	4	13	17		14	11	39	30
29	ウルリッヒ病		1	1	1	1	1	2	2
30	遠位型ミオパチー		2	2		2	2	4	4
33	シュワルツ・ヤンペル症候群							1	1
34	神経線維腫症	2	11	13		13	8	36	35
35	天疱瘡	1	16	17		16	12	42	43
36	表皮水疱症		1	1		1	1	2	2
37	膿疱性乾癬(汎発型)	2	7	9		8	5	34	30
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群							1	
39	中毒性表皮壊死症							1	1
40	高安動脈炎	2	25	27		25	26	63	63
41	巨細胞性動脈炎	2	13	15		16	11	45	43

疾患 番号	疾 患 名	管 内						沖縄県	
		R6				R5	R4	R6	R5
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
42	結節性多発動脈炎		6	6		6	6	16	18
43	顕微鏡的多発血管炎	8	25	33		33	29	107	92
44	多発血管炎性肉芽腫症	1	13	14		12	13	33	27
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	7	16	23		23	22	102	90
46	悪性関節リウマチ	1	35	36		36	37	58	59
47	バージャー病	2	2	4		2	1	8	6
48	原発性抗リン脂質抗体症候群		4	4		5	2	19	21
49	全身性エリテマトーデス	33	418	451	1	441	427	1,273	1,243
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	13	104	117		111	110	329	312
51	全身性強皮症	5	77	82		80	70	232	232
52	混合性結合組織病	1	39	40		42	39	121	127
53	シェーグレン症候群	12	126	138		134	112	401	378
54	成人発症スチル病	2	14	16		15	16	49	51
55	再発性多発軟骨炎		5	5		5	4	14	14
56	ベーチェット病	2	33	35		39	35	90	93
57	特発性拡張型心筋症	5	45	50		48	51	193	190
58	肥大型心筋症	1	5	6		7	5	26	23
60	再生不良性貧血	9	21	30		29	25	101	101
61	自己免疫性溶血性貧血	2	1	3		3	1	8	13
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症		6	6		6	6	14	14
63	免疫性血小板減少症	7	37	44		47	43	145	150
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	3	4		4	2	10	9
65	原発性免疫不全症候群		6	6		6	3	40	38
66	IgA 腎症	23	81	104		96	99	304	258
67	多発性嚢胞腎	4	48	52		49	38	132	124
68	黄色靱帯骨化症	11	37	48		41	32	142	130
69	後縦靱帯骨化症	28	128	156		155	149	433	431
70	広範脊柱管狭窄症	4	12	16		17	16	52	55
71	特発性大腿骨頭壊死症	18	81	99		87	85	257	245
72	下垂体性ADH分泌異常症	6	7	13		7	10	43	39
73	下垂体性TSH分泌亢進症							1	
74	下垂体性PRL分泌亢進症	2	7	9		8	6	19	20
75	クッシング病							6	6
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		12	12		13	13	30	29
78	下垂体前葉機能低下症	4	54	58		55	53	243	230
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1	2		1	1	7	6
80	甲状腺ホルモン不応症							1	1
81	先天性副腎皮質酵素欠損症		4	4		5	4	7	8
83	アジソン病		2	2		2	1	10	8
84	サルコイドーシス	5	42	47		43	46	162	149
85	特発性間質性肺炎	18	36	54		48	59	181	139

疾患 番号	疾 患 名	管 内						沖縄県	
		R6				R5	R4	R6	R5
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
86	肺動脈性肺高血圧症	3	18	21		23	18	75	77
88	慢性血栓性肺高血圧症	1	12	13	1	13	11	43	41
89	リンパ脈管筋腫症		3	3		3	3	7	7
90	網膜色素変性症	3	89	92		101	104	394	421
91	バッド・キアリ症候群		1	1		1	1	5	5
92	特発性門脈圧亢進症		3	3		4	6	6	8
93	原発性胆汁性胆管炎	9	135	144		144	132	383	378
94	原発性硬化性胆管炎	1	2	3		2	3	12	11
95	自己免疫性肝炎	6	15	21		19	17	74	68
96	クローン病	10	195	205		202	183	560	550
97	潰瘍性大腸炎	40	364	404		388	385	1,134	1,104
98	好酸球性消化管疾患	1	7	8		7	9	19	15
99	慢性特発性偽性腸閉塞症		1	1		1	1	1	1
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群							1	1
104	コステロ症候群		1	1		1		1	1
106	クリオピリン関連周期熱症候群							1	1
107	若年性特発性関節炎	1	5	6		4	4	13	12
110	ブラウ症候群					1	1	1	1
111	先天性ミオパチー		2	2		2	2	4	4
113	筋ジストロフィー	3	39	42	9	44	40	120	116
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群							3	2
115	遺伝性周期性四肢麻痺							10	8
116	アトピー性脊髄炎							1	1
117	脊髄空洞症	1	3	4		3	2	10	10
118	脊髄髄膜瘤	1	1	2		1	2	6	6
120	遺伝性ジストニア		1	1	1	1	1	4	4
123	HTRA1関連脳小血管病		1	1		1		3	2
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	4	8	12		8	5	21	18
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症								1
127	前頭側頭葉変性症		8	8		9	9	23	19
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎		1	1		1	1	5	5
131	アレキサンダー病							2	2
132	先天性核上性球麻痺							1	1
133	メビウス症候群							1	1
135	アイカルディ症候群	1		1				1	
136	片側巨脳症							1	
137	限局性皮質異形成								1
139	先天性大脳白質形成不全症								1
140	ドラベ症候群							2	2
144	レノックス・ガストー症候群	1	1	2	1	1		5	4
145	ウエスト症候群		1	1	1			7	5

疾患 番号	疾 患 名	管 内						沖縄県	
		R6				R5	R4	R6	R5
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		1	1		1	1	1	1
151	ラスムッセン脳炎							1	1
152	PCDH19関連症候群							1	
156	レット症候群		1	1		1	1	2	2
157	スタージ・ウェーバー症候群							1	2
158	結節性硬化症		8	8		8	6	22	20
159	色素性乾皮症							3	3
160	先天性魚鱗癬		1	1		1	1	1	1
161	家族性良性慢性天疱瘡							1	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	2	8	10		9	12	46	48
163	特発性後天性全身性無汗症	1	2	3		4	6	9	7
164	眼皮膚白皮症							1	1
165	肥厚性皮膚骨膜症		1	1		1	1	1	1
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	2	5	7		5	5	17	16
168	エーラス・ダンロス症候群	1	3	4		3	3	5	4
171	ウィルソン病	1	4	5		4	4	15	14
172	低ホスファターゼ症		1	1		1	1	2	2
179	ウィリアムズ症候群		2	2		2	2	2	3
188	多脾症候群	1	1	2		1	2	7	6
189	無脾症候群		3	3		3	3	6	6
193	ブラダー・ウィリ症候群		1	1		2	2	2	3
194	ソトス症候群		1	1		1	1	1	1
195	ヌーナン症候群							1	1
198	4p欠失症候群							1	1
199	5p欠失症候群							1	1
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群							1	1
201	アンジェルマン症候群							1	1
203	22q11.2欠失症候群		1	1		1	1	3	3
205	脆弱X症候群関連疾患							1	1
207	総動脈幹遺残症		2	2		2	1	2	2
208	修正大血管転位症		1	1		1	1	8	8
209	完全大血管転位症		5	5		5	4	13	13
210	単心室症		7	7		8	7	17	16
211	左心低形成症候群							1	1
212	三尖弁閉鎖症	1	1	2		1	1	5	4
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2	1	3		1	2	11	9
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		2	2		2	1	5	4
215	ファロー四徴症		13	13		13	12	33	29
216	両大血管右室起始症		1	1		1		6	4
217	エプスタイン病		1	1		1	1	3	2
218	アルポート症候群		2	2		2	1	2	2

疾患 番号	疾 患 名	管 内						沖縄県	
		R6				R5	R4	R6	R5
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
220	急速進行性糸球体腎炎	2	1	3		3	2	4	5
221	抗糸球体基底膜腎炎		4	4		4	3	14	14
222	一次性ネフローゼ症候群	11	40	51		44	41	179	168
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	2	3		2	3	9	8
224	紫斑病性腎炎	2	2	4		3	2	15	16
225	先天性腎性尿崩症		1	1		1	1	1	1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1	3	4		3	4	18	17
227	オスラー病		3	3		3	2	5	5
228	閉塞性細気管支炎							1	1
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	2		2			1	4	
230	肺胞低換気症候群							4	4
232	カーニー複合		1	1		1	1	1	1
235	副甲状腺機能低下症		3	3		2	1	8	8
236	偽性副甲状腺機能低下症		2	2		2	2	3	2
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		1	1		1	1	4	4
240	フェニルケトン尿症		1	1		1	1	3	2
245	プロピオン酸血症							1	1
247	イソ吉草酸血症								1
254	ポルフィリン症							1	2
257	肝型糖原病							1	
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症		1	1		1	1	1	1
262	原発性高カイロミクロン血症							1	1
263	脳腱黄色腫症	1	3	4		3	2	9	7
266	家族性地中海熱		3	3		3	2	11	12
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群		1	1		1	1	1	1
271	強直性脊椎炎	7	31	38		34	34	85	68
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症							1	1
274	骨形成不全症		1	1		1	2	5	5
276	軟骨無形成症							1	1
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群		1	1		2	1	2	3
283	後天性赤芽球癆	2	9	11		11	11	28	27
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血							1	1
285	ファンconi貧血					1	1		1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	2		3	2	6	4
289	クロンカイト・カナダ症候群	1		1				5	2
290	非特異性多発性小腸潰瘍症		1	1		1	1	2	2
292	総排泄腔外反症		1	1		1		1	1
296	胆道閉鎖症	1		1				2	
297	アラジール症候群	1	1	2		1	2	2	1
298	遺伝性脾炎		1	1		1	1	1	1
299	嚢胞性線維症							1	1

疾患 番号	疾 患 名	管 内						沖縄県	
		R6				R5	R4	R6	R5
		新規	継続	合計	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
300	IgG4関連疾患	3	2	5		3	4	19	12
301	黄斑ジストロフィー							4	3
302	レーベル遺伝性視神経症							1	1
303	アッシャー症候群							2	2
306	好酸球性副鼻腔炎	22	54	76		56	34	257	188
310	先天異常症候群		1	1	1	1	1	1	1
316	カルニチン回路異常症		1	1		1	1	1	1
326	大理石骨病							1	1
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）		1	1		1	1	1	1
328	前眼部形成異常		1	1		1	1	1	1
329	無虹彩症	1		1			1	1	1
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症		1	1		1		4	4
331	特発性多中心性キャスルマン病	1	11	12		11	9	31	27
340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	1		1				1	
	合計	562	3,839	4,401	48	4,228	3,970	12,906	12,359

イ 難病患者地域支援対策推進事業

(ア) 医療講演会及び医療相談会

目的：難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、難病に関する専門の医師、保健師、看護師等による医療相談及び疾患についての正しい理解を深めるために医療講演会を実施する。

日時	令和 6 年 10 月 17 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	令和 6 年 10 月 29 日（火） 午後 2 時～午後 4 時
対象	直近 3 年以内に特定医療費を新規申請した管内の神経・筋疾患の患者・家族等 対象疾患：筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病等	
参加者	16 名（患者 3 名、家族 13 名）	6 名（患者 2 名、家族 4 名）
内容	1. 報告 中部管内の神経・筋疾患の現状 2. 医療講演会「家庭で出来る食事の工夫について」 講師：合同会社 Comer 代表 摂食・嚥下 障害看護認定看護師 大城 清貴 氏 3. 個別医療相談会 対応者：合同会社 Comer 代表 摂食・嚥下 障害看護認定看護師 大城 清貴 氏	1. 報告 中部管内の神経・筋疾患の現状 2. 医療講演会「栄養士による簡単な調理法、 とろみ体験等」 講師：認定栄養ケア・ステーション すこやか薬局 1 号店 佐久川 碧 氏

(イ) 訪問相談・指導事業

目的：難病患者（児）やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、保健師、看護師、理学療法士等による訪問相談・指導（診療も含む）を実施する。

日時	令和 6 年 6 月 17 日（月） 午前 10 時～午前 11 時 令和 6 年 6 月 27 日（木） 午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分 令和 6 年 11 月 28 日（木） 午後 2 時～午後 3 時
対象	筋萎縮性側索硬化症 2 名 進行性核上性麻痺 1 名
参加者	難病患者、家族、言語聴覚士、看護師、ケアマネージャー、保健師
内容	・言語聴覚士による言語、嚥下・咀嚼機能の評価とリハビリテーション

(ウ) 訪問指導

目的：在宅の難病患者、家族の生活の状況を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な保健・医療・福祉等の情報提供を行い、療養生活での悩みや不安等の軽減を図る。

表 1 家庭訪問状況

(件)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実数	52	40	44	70	68
延数	98	76	76	143	152

(エ) 難病患者ネットワーク会議

根拠：難病特別対策推進事業実施要綱

	難病患者支援 ネットワーク研修会	難病患者支援 ネットワーク連絡会	難病患者支援 ネットワーク会議
目 的	管内市町村及び人工呼吸器利用者の支援関係者が、災害時対応（台風停電時）について学び、公助でできることを考え、共助として地域をつなげる方法を考える。	令和 6 年 4 月にあった津波警報発令時の対応を中心に、災害対策における日頃の対応・課題・確認したいことを意見交換し、自組織における役割の確認やツール（レスキューファイル等）を用いた関係者連携の方法を考える。	地域で生活する人工呼吸器装着者（児）に対し、支援関係者が平時より連携して災害時対策に取り組む体制を構築する。
日 時	令和 6 年 5 月 9 日（木） 午後 2 時～4 時 30 分	令和 6 年 9 月 5 日（木） 午後 2 時～3 時 30 分	令和 7 年 2 月 7 日（金） 午後 2 時～4 時
対 象	管内市町村、社会福祉協議会、訪問看護、居宅介護支援事業所	うるま市、宜野湾市、訪問看護、琉球大学病院、沖縄病院、沖縄県難病相談支援センターアンビシャス	管内市町村、社会福祉協議会、訪問看護、居宅支援事業所、相談支援事業所、琉球大学病院、沖縄病院、沖縄県難病相談支援センターアンビシャス、在宅ゆい丸センター等
参加者	51 名	14 名	41 名
内 容	・災害に備えて～非常用電源確保について～ ・発電機、蓄電池シミュレーション ・停電時の医療機器取り扱いの注意点と車椅子移動シミュレーション	・中部保健所管内の指定難病受給者数、在宅人工呼吸器装着者数について ・中部保健所で実施している災害対策について ・意見交換	・管内の指定難病、小児慢性特定疾病の受給状況 ・管内の医療ケアの現状 ・在宅難病患者（児）の災害対策への取り組みについて ・管内市町村の災害対策への取り組みについて（宜野湾市、うるま市）

(オ) 在宅難病患者支援者研修会

根拠：難病特別対策推進事業実施要綱（難病患者地域支援対策推進事業）

目的：ALS 等難病患者は、病気の進行により家族や支援者とのコミュニケーションが困難となり、意思疎通の支援を要することがある。しかしながら、病状の進行は様々であること、「患者・家族」と「支援者」のコミュニケーションに関する思いが異なる等、支援の難しさを感じることもあると思われる。支援者がコミュニケーション支援に関する知識を習得、実際の機器を体験することで支援の実際をイメージでき、対象者への支援場面に役立てられるようになることを目的とする。

日 時	令和 6 年 11 月 15 日（金）午後 2 時～午後 4 時 30 分
対 象	中部保健所管内の在宅難病患者支援に関わる支援者 （介護支援専門員、訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、訪問介護員、計画相談員など）
参加者	40 名（介護支援専門員 16 名、訪問介護員 10 名、訪問看護師 8 名、相談支援専門員 3 名、保健師 2 名、理学療法士 1 名）
内 容	1. 中部保健所管内の特定医療費（指定難病）公費負担制度受給状況および個別支援について 2. コミュニケーションツール導入支援と動機付けのポイント 講師：医療法人おもと会 統括リハビリテーション部リハビリテーション科 統括科長 宇田 薫 氏 3. コミュニケーションツールの紹介や利用できる制度 講師：NPO 認定法人アンビシャス 副理事長 照喜名 通 氏

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

根拠：先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

目的：患者の医療保険の自己負担分を公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図る。

表 2 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者数の推移 (人)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	18	19	17	18	19

交付件数は、横ばい傾向で推移している。

3 その他生活支援

(1) 原爆被爆者対策事業（地域保健班）

根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

目的：被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

事業内容：健康診断 前期・後期・希望（委託医療機関での健康診断）

健康相談

表 1 中部保健所管内における事業実績（延件数） (人)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
健康診断	13	5	8	15	15
健康相談	10	5	6	10	7

V 企画・情報等

1 中部保健所運営協議会

(1) 設置根拠 沖縄県保健所運営協議会設置条例

(2) 設置目的 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

(3) 委員名簿（定数10名以内、現員9名） ※令和7年12月27日まで

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
崎間 敦	琉球大学グローバル教育支援機構 保健管理センター 教授		中部市町村会 会員
宮城 葉子	宜野湾市健康推進部 部長	末永 正機	中部地区医師会 理事
栗田 宅哉	中部地区歯科医師会 理事	照屋 いずみ	沖縄県看護協会 中部地区理事
富川 盛光	宜野湾市社会福祉協議会 会長	徳村 美恵子	中頭養護教諭会 会長
大城 朝和	沖縄県商工会職員協議会 副会長	久高 清美	中部地区女性連合会 会長

(4) 審議事項（令和6年12月16日開催）

報告事項

- 中部保健所における依存症対策の取り組みについて（精神保健班）
- 中部保健所健康推進事業について（健康推進班）
- 沖縄県食品衛生監視指導計画に基づく監視状況について（食品衛生広域監視班）
- アスベストに係る沖縄県内の状況等について（環境保全班）

2 健康危機管理対策

(1) 目 的

健康危機の発生を未然に防ぐため、また健康被害が発生した場合に所内の危機管理体制を迅速に確保するとともに、関係機関と連携して被害の拡大防止を図る。

(2) 根 拠

沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要領、
中部保健所健康危機管理対策要綱

(3) 事業内容

① 所内健康危機管理対策委員会

(基本的に毎月第4月曜日開催・令和6年度開催回数計11回)

② 管内健康危機管理対策連絡会議

健康被害の発生に備え、平時から管内の関係機関と情報交換を行い、迅速適切な即応体制を確保することを目的とする。

※令和6年度は開催なし。

3 所内実習生受け入れ状況

令和6年度

種別	学校名		実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容
医師養成		医学科	R6. 5. 23	1日	49人	・ 衛生・環境行政の現場を実際に目にすることによって、保健・医療の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる	・ 保健所の各班業務紹介
	保健師養成	琉球大学	保健学科	R6. 5. 16	1日	12人	・ 保健所における健康増進力を高めるための事業を学ぶ
R6. 11. 11 ～ 11. 22				5日	7名	・ 地域で暮らす人々の健康課題の把握及び解決方法を学ぶ。 ・ 保健所における公衆衛生活動を学ぶ	・ 保健所の地域特性について事前学習 ・ 保健所各班の分掌業務を学習・見学、体験する
名桜大学		R6. 6. 17 ～ 6. 20	4日	5人	・ 保健所における管轄地域の特性と公衆衛生活動の実践について学ぶ	・ 保健所管内の地域特性について事前学習 ・ 保健所各班の所掌業務を学習・見学、体験する	
		R6. 6. 24 ～ 6. 27	4日	4人			
沖縄大学			R6. 7. 29 ～ 8. 2	5日	1人	・ 保健所における行政栄養士の役割や公衆栄養活動について学ぶ	・ 沖縄県の健康・栄養の課題について事前学習 ・ 保健所各班の所掌事務を学習・見学・体験する
沖縄県立看護大学		R6. 10. 15	1日	22人	・ 地域保健（公衆衛生看護）の機能と体制・保健師の役割と活動の展開方法等について、見学や体験を通して学習する	・ 保健所管内の健康課題、保健所の役割・機能について ・ 保健所の健康危機管理体制の現状と課題について ・ 保健所管内市町村支援について	